

---

平成27年 第6回(定例)木城町議会会議録(第2日)

平成27年12月7日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

平成27年12月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

出席議員(10名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 眞鍋 博君   | 2番 神田 直人君  |
| 3番 中武 良雄君  | 5番 黒木 泰三君  |
| 6番 堀田 廣幸君  | 7番 淵上 三月君  |
| 8番 原 博君    | 9番 山田 秋吉君  |
| 10番 内田 重則君 | 11番 後藤 和実君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 淵上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書記 稲田 宏美君

---

説明のため出席した者の職氏名

|      |        |       |        |
|------|--------|-------|--------|
| 町長   | 半渡 英俊君 | 副町長   | 横田 学君  |
| 教育長  | 中竹 聖子君 | 総務課長  | 中村 宏規君 |
| 財政課長 | 石井 雄二君 | 会計管理者 | 伊藤 章君  |

|           |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|
| まちづくり推進課長 | 萩原 一也君 | 環境整備課長 | 河野 浩俊君 |
| 教育課長      | 中井 諒二君 | 税務課長   | 津江 邦彦君 |
| 福祉保健課長    | 小野 浩司君 | 町民課長   | 吉岡 信明君 |
| 産業振興課長    | 押川 道彦君 | 監査委員   | 桑原 正憲君 |

---

午前9時00分開議

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は、傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（**後藤 和実**） おはようございます。早朝より、議会傍聴にご来場いただき、ありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、7名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料をごらんください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴者の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（**後藤 和実**） 日程第1、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番の質問事項については、一問一答式により、8番、原博君の登壇質問を許します。原博君。

○議員（8番 原 博君） それでは、通告しておきました公用車の使用範囲及び町長の裁量について伺いますので、明確な答弁をお願いします。

まず、公用車を使用する範囲を町長はどのように考えているのかを伺います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 公務に使用いたします。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） それでは、ことしの9月議会の終了日に町内の宴会場で、議会と執行部の宴会が開催された際に、町長、副町長、議長、代表監査の4人が公用車で来場した件については、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 議会との意見交換につきましては、胸襟を開いて、広範な視点から意見、情報交換を行うことは、お互いの活発な政策提言でありますとか、円滑な議会運営に資するものと思っておりますので、当然これについては公務であると思っております。

先ほど言いましたように、公用車を使用する場合は、公務に使用いたしますので、そういう観点から使用したということでございます。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） それでは、町長と副町長以外の職員及び議長以外の議員は、公用車の利用については違いないのかお伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる議長につきましては、お互いに町民から選ばれた特別職の立場の者だと思っておりますし、代表監査委員につきましては、監査委員のお2人いらっしゃいますけども、それを代表する立場の者、それから、副町長につきましては、私と同様に特別職でありますので、そういった方を乗せたということでもあります。

それから、それ以外の方についてはということではありますが、それについては、公務に関して必要とあれば、当然のことながら、乗せる場合もあるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 状況は違いますが、こんな事例があります。

大阪府高槻市の副市長ら市幹部が、職員労組との会合に出るため公用車を使用したのは違法として、判決が大阪地裁であった。意見交換の結果を示した文書もなく、会合を開始直後に酒で乾杯しており、中身のある意見交換がされたか疑わしい。当初から酒の席として開催されたもの。

公用車を使用した副市長らには、共同不法行為が成立すると判断。

我々も町外で研修の後に、宴会が組まれている行事に公用車を使用することがありますが、わざわざ勤務時間を過ぎた嘱託職員を使い、役場から1キロもない宴会だけの会場に、町政を監視する立場の議会トップの議長と監査を同乗させて向かうには、何か訳があったのかお伺いします。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） 先ほどから、高槻市の事例、地裁の判例をご紹介をいただきましたけれども、その後、平成23年に大阪高裁がこの市が敗訴の部分を取り消したという事実があります。なおさら、その上告につきましては、最高裁判決も棄却をしたということで、公務に該当するという判例を事例として以前から承知をした上で、慎重に判断して、公用車の使用については取り組んでおります。

それから、特別職の話がありますけれども、やはり土曜日、日曜日、それから祝祭日、さらには夜間にもかかわらず、いろいろな会合、イベント等に要請があるわけですが、それについても町長自らさまざまな団体と交流を深め、意見交換をするために、時間を割いて出席をしていただいているところでもありますので、そうしたことも考慮した上で、負担を軽減する必要もあるかということで考えております。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 副町長じゃなくて町長に伺ったんですけど、まあいいですわ。次が副町長だったんですね。

副町長に伺いますが、町長を補佐する立場の副町長として、このような行動は今言われたですね。だから、同じ考えだということですね、わかりました。じゃ、そこは結構ですわ。

次に、議会と町長の関係について伺います。町長に伺いますが、議会はなぜあるのか、考えを伺います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 議会でありますが、当然のことながら、お互いに町民から選ばれたのが議員でありまして、その議決機関として合議体が議会である。それから、一方で、私町長は執行機関としての首長たる町長、当然町民から選ばれてるということで、二元代表制のもとでのそういった関係だと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 議員必携の40ページ、ここに議会の権限のあらましの中で、議会の議員、長というのは町長のことですね、長は住民の直接公選による、いわゆる大統領制を採用して、ともに住民に対して直接に責任を負うものとし、両者の関係は対立の原理を基本にしな

がら、相互に抑制と均衡によって、いずれかの独善と専行を防止する体制がとられているということが書いてあります。

昔から、行政と議会は、車の両輪であるべきと言われていますが、これはある程度の距離を保って同じ方向、町の発展と公正、公平な町の運営に向かうことだと思います。これが近づきすぎて、一輪車のようにになると安定せずに蛇行して、公正、公平な町の運営に支障を来すからだと思います。

宴会に公用車で同乗での行為は、町民の意見でも批判を聞きますし、議会と行政の宴会が多くなることでも批判を聞きます。先ほど、副町長言われましたけど、法的には問題なくても、要は、町民のための行政をするのであれば、町民がおかしいっちゃんないかと思ったらおかしいんですよ。

次に、代表監査の責任と町長との関係についてですが、町長は代表監査の仕事はどのようなことをすると考えてるのか伺います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 監査委員については、ご存じのように2人であります。いわゆる議選委員、議会から選ばれてる人、それから識見、いわゆる学識経験者で、代表監査委員はそのうちの識見委員を充てるということになってるようであります。当然のことながら、自治体の事業、事務について正確性、合規性、経済性、効率性、有効性をチェックする役割が求められていると、そういうふうに理解をしています。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） それでは、次に、代表監査に伺いますが、行政の監査をする立場の代表監査として、このような行動はどのように考えているのか伺います。

○議長（後藤 和実） 代表監査。

○監査委員（桑原 正憲君） 公用車に乗ったことはなぜかということですか。町長の申し出により、受託して同乗いたしました。このちょうど9月議会は、26年度決算報告をしたばかりで、監査の結果等について意見交換をしてもよいのではないかと思いますして同乗いたしました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 監査に伺いますが、監査の役を受けたときに、当然、監査に関する法律、地方自治法を読まれたと思いますが、自治法の198条の3服務、監査委員は、その職務を遂行するに当たっては、常に公正不偏の態度を保持して、監査しなければならない。監査委員制度の概要の監査委員の設置の中で、監査委員はいわゆる行政委員会の意思であり、独任制の機関である。現行、地方自治制度は長に、長というのは町長のことですね、執行権が集中しすぎるのを防ぐため導入されたものである。その権限、これについて上級機関の指揮命令を受けず、

長から独立してその職務権限を行使するものである。監査委員の義務の中で、監査委員は議会、長、長は町長のことですね、長はその他の執行機関あるいは外部圧力等による何らの干渉を受けることなく、また、特定の者や集団に特定の利益、または不利益を与えることなく、常に法令及び条例、規則に従い、自らの判断と責任において、誠実かつ厳正にその職務を遂行すべき基本的義務を有している。

私は、このようにわざわざ町内である宴会に公用車で迎えに来てもらったりすると、仕事がやりにくくなりますが、代表監査はどのように感じたのかお伺いします。

○議長（後藤 和実） 代表監査委員。

○監査委員（桑原 正憲君） 先ほど言いましたように、町長の申し出により受諾して同乗いたしました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 町長から申し出があった場合には、全部受けるってことですか。

○議長（後藤 和実） 代表監査委員。

○監査委員（桑原 正憲君） 先ほど言いましたように、26年度の決算報告をしたばかりだったので、私もほっとした面もありまして、不用意に受けたってこともありまして、町長に対して迷惑をかけたことは非常に……。

それから、代表監査の責任ということで、ちょっと文面を読ませていただきます。監査委員は、地方公共団体が地方自治法第195条の第1項によって、必ず設置しなければならない行政委員会的一种であります。監査委員は、法令により定められた権限に基づいて、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に携わる事業の管理、または町の事務もしくは法定受託事務の執行について、誠実かつ厳正に監査を実施しております。また、これを議会及び町長へ提出し、公表することで、民主的かつ効率的な行財政の執行に資し、住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与することです。

私自身はそういう形で監査をやってるつもりです。今、議員のおっしゃったいろんな面で、第3者でありながら、いろんな方と意見交換というのも今度は自重しながら、公正な立場で監査をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 監査、次からですね、人から疑われることはやっぱりないほうがいいと思いますね。

○議長（後藤 和実） 代表監査委員。

○監査委員（桑原 正憲君） 以後気をつけます。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 次に、町長の裁量の範囲について伺います。町長も副町長も裁量について詳しいと思いますが、町長の裁量の範囲はどこまであるか、町長にお伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど言っていますが、公用車の利用については、その利用目的あるいは使用が公務であれば利用できると、それがその範囲内であります。ですから、私的な用務については一切使ってません。これは断言します。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） 以前のことでありますが、体育館の使用に際し、スポーツ少年団の保護者の話で、使用時間を早くしてもらいたく教育課に要望したところ、規則で決まっているので断られたが、町長に直接お願いしたら要望が通ったという話を聞きましたが、これはどういうことなのかお伺いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今の体育館使用であります。私のところにはいろんなご意見等があります。それについては、しっかりとここは改善したほうがいいとか、あるいはここは当然利用者の目線に立って使い勝手のいいようにと言いましょうか、そういった配慮はすべきだということ、担当課に申しておりますし、またそういうのは随時言ってます。ただ、それは範囲といいましょうか、それは当然のことだろうと私は思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） なぜ規則をつくるか、なぜそういった条例をつくってそういうことをするのかちゅうのは、基本的にはみんなが平等に公平に使うためには、じゃあ直接言ったもんが勝ちになるような、やっぱり行政はおかしいと思うんですよね。

私もスポーツ少年団を指導しており、公共施設の時間や使用については、規則に従って使用させてもらっています。裁量について調べますと、自分の意見によって判断し、処理すること。法律で認められた行政権の一定範囲内の判断、あるいは行為の選択の自由とあります。木城町の最高権力者である町長が、解釈の仕方により、この裁量権、個人の判断を乱用することにより、町民のための公正、公平なサービスの弊害になると私は思いますが、町長の考えを再度伺います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今の発言につきましては、知らない人は誤解を生むような発言だと私は

思っています。体育館使用については、夜8時から10時まで借りていた人が8時前に来た時に入れなかったと、そういう申し出が私のところに来て、それはおかしいんじゃないかということでありましたので、当然8時から準備もあるだろうから、そこはしっかりと8時前からでも入れてもいいんじゃないかということで、教育課のほうにそういう配慮をするようにということで申し上げたことでありますので、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それから、先ほどから公用車の云々が出ておりますけれども、それについては、あくまでも問題は距離云々じゃなくて、公務であるか否かがその目的の基準でありますので、距離云々があるいは自分の思いでおかしいんじゃないかというんじゃないで、しっかりとした違法性があるとか不法性があるとか好ましくないというような明確な根拠を逆に示していただきたいなと思います。

それから、当然のことながら私たちは、お互いに公平、公正しっかりと事務事業をしなくちゃいけない、あるいは町政運営をしていかなくちゃいけないというのはもう当然のことです。私は、全ての面において、李下に冠を正さず、そういう気持ちでやっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 原博君。

○議員（8番 原 博君） あのですね町長、法的にも、例えば一応先ほど話した大阪地裁の判決ですが、地裁で1回はやっぱり違法であるかもしれんと言われてるわけですね。ということは、町民が見たときに誰が見ても感じることはおかしいじゃないかと、だから体育館使用に関しても一緒なんですよ。町長が言って通ったという話が回れば、おかしい、だったら規則をつくってあったら、それ以前に教育課のほうにちゃんと行って全体できるようにしとかなないと、一部の人間が言った人間だけが通ると、そういうことではおかしいでしょう。だから要は、町長というのは言ったように最高の権力を持ってるんですよ。だったら、みんな平等に感じるようにしとかなないと、一部の言った人間だけは通る、何もせん人間は通らんじゃったら不公正になるじゃないですか。それでおかしいと思うんですよ。

最後になりますが、本年度4月の選挙運動のときに話を聞き、町長は町長になる前ですが、謙虚に町民のための行政をしたいと話をしたことで、町長となってからは私は応援をしてきました。公用車の使用は、小さなことであるかもしれませんが、T P P発言のように、町長の発言と行動は、町を代表する発言と行動であることを肝に銘じ、今後はこのようなことがないように、初心を忘れることなく、町民のために公正、公平な運営と真の住民サービスのために、町長のこれからの手腕に期待し、質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私は、その一部の人、あるいは100人の人がこれをこうしてくれ、ああしてくれと言うのに対して、全てするわけではありません。ただ、私もしっかりとさっき言い



ましたように、公平、公正は原則でありますので、その1人であっても正しいこと言えばそのようにしますし、100人が間違っただけを言えばしません。それはしっかりと考えていただきたいと思います。

それから、公用車につきましては、はっきり申し上げますが距離云々じゃないですね、公務性です。ですから、先ほど原議員がおっしゃるような事案につきましては、しっかりと裁判事例、行政実例、それから最高裁の判断でも示されています。それをないがしろにして、酒席の場であるからだめだとか、そういう気持ちですること自体が公平、公正を覆す一番の原因だと思います。

○議長（後藤 和実） 町長、やめてください。

○町長（半渡 英俊君） いずれにしましても、今までのご意見についてはしっかりと受け止めます。さっき言いましたように、李下に冠を正さず、そういう気持ちでやっていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） やめてください。原博君。

○議員（8番 原 博君） あのですね町長、言ってる意味がわかってもらえてないと思いますが、要は、町民がどう感じるかなんですよ。だから、距離云々よりも、ただ我々が感じたのは、私も感じたのは、例えば宴会の席に、なぜわざわざ車を使うんだと、自分で来れば済むことを言いたいんですわ。だから、それを町長は公務と言われるかもしれんけど、町民全体が見たときにどう感じるかなんですよ。やっぱりそれは町長の考え、だからTPPにしても、町長はもう流れだから仕方ないって、国のほうがやって、自分の立場は賛成しとったほうが、あとで国がいい思いするかもしれんって思ったから賛成って言うたかしれんけど、それであっても町民全体はまだしてほしくないって思ってるんですよ。だから、それを言ってもらったりとかしてもらったら、町民全体としては嫌なんですよ、やっぱり。それを考えてもらいたいですね。だから、町長は一個人の半渡英俊じゃなくて、木城町の代表であることをやっぱり考えてもらいたいと思います。

終わります。

○議長（後藤 和実） 原博君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、2番、3番、4番の質問事項については、一問一答式により、7番、  
渕上三月君の登壇質問を許します。渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） よろしくお願ひします。

選挙公約の内容についてお尋ねします。

まず、町づくり委員会の創設についての説明をお願いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） このことにつきましては、6月の第4回定例議会で同僚議員でありました中武議員のほうからも一般質問を受けておりました、そのときには具体的な制度設計につきましては、地域担当職員制度、今検討中ではありますが、それが終了した時点で検討していきますという答弁をさせていただいております、今もその考えであります。

制度設計をこれから詰めていきますけれども、お尋ねの町づくり委員会のイメージとしましては、地域が抱えるさまざまな問題をテーマにしまして、地域の皆さんの自主的な検討組織として町づくり委員会を設置をしたいと、そういう方向で検討させていきたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） この町づくり委員会には、町民も含めて創設される予定でしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 委員構成等につきましても、もちろん職員も入りますし、住民の方、いろんな立場の方、それから必要があれば外部の方も入れて、幅広くこの町づくり検討委員会を組織をしていくように指示を出していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 町づくり助成とは何でしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、お話ししました町づくり委員会、そこでいろんな提案なり、あるいはご提言もいただけるものと思います。そういったものに対して、その事業をしっかりと町政に反映する、あるいは町民のために使うための予算、それから、そういった費用に対して、経費の一部を助成をしていこうという考えであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） それは、実際、事業の内容等を提示して、それを審査して助成ということになるのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町づくり委員会をどういった組織で制度設計するかで違ってくると思いますが、一方では、今までやってきた例えば公民館助成というような部分も町づくり委員会の1つの組織ではありますが、そういった形で活動に対して、ある一定の割合で助成をするという方法もあるでしょうし、あるいは例えば20人会、30人会といったシンクタンク的な形で組織を

して、その人たちが提案をする事業に対して助成をする、あるいは地域住民、あるいは団体等NPO法人も含めてですが、こういった町民のため、町づくりのために事業をやりたいという部分については、どうでしょうかといった部分での助成もあるかと思しますので、そのケースケースで助成については考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） この町づくり委員会の創設は、大体いつ頃を目途にしていられる考えでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど言いましたように、今、地域担当職員制度をあけて28年4月から発足させていきます。多分、今月中にはその地域担当職員制度の検討委員会が終わりますので、終わりましたら、早々にこの町づくり委員会、それからそれに伴います町づくり助成の創設についての検討を立ち上げていきます。ですから、これも年度ごとで発足させるのがベストだと思っていますので、ちょっと1年か半年ぐらい時間をかけて制度設計をしまして、29年の4月から創設を視野に入れて検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 次に、既存の施設を生かす施策への転換とありますが、これはどういうことでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 既存の施設でも、遊休と言いましょうか、遊休耕作農地じゃありませんが、そういう形で眠ってるもの、資産として普通財産で持っているものもありますので、そこらあたりをしっかりと有効活用していきたいということ、それからいわゆる今、いろんな施設がありますが、そこを少しでも活性化というか、それを広く利活用していただく手だてをいろいろ私たちのほうからも提案をしていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 次に、オーガニック（有機）を学校給食に提供とは、具体的にどんな内容でしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 学校給食につきましては、衛生管理面とそれから、食材の安定供給、そして地産地消という3つの側面があるかと思うんですが、特に最近、いろんな偽装事故も含め、

それからメラミン混入とか、いろんな食材、食に対する問題が出てきております。そういうことで、どうしても将来を担う、あるいは未来を担う子供たちにはしっかりと、本当に安心・安全な食材、食物を提供したいということを考えています。ただ、これについては、町内でもさっき言いました地産地消って言いましたが、町内でもまだそういった有機農法でありますとか、オーガニックをされている方はごく一部でありまして、これからそういった部分での指導、指導と言いますか推進もしていなくちゃいけないという部分もありますので、若干時間がかかると思いますが、しかし、いずれにしましても、将来を担う、未来を担う子供たちにはしっかりと安心・安全な食材を提供していきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 健康マイレージと雇用創出についての説明をお願いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 健康マイレージについては、ご承知の方が多いと思いますが、いわゆる町民の健康づくりを応援する一つの手段でありまして、いわゆる1年間に一定の健診を受けたとか、あるいはそういったスポーツイベントに参加をしたとか、あるいは1年間全然病院にかかりませんでしたよと、そういった健康にご留意されてる、あるいはこちらから意図的に健診を促していきますけども、そういったものに対してポイントを付与して、ある一定のポイントがたまってきたときに、ご褒美と言いましょか、特典をつけてお返しをするというのが健康マイレージであります。

現在、国民健康保険事業、それから後期高齢者医療について、この制度、健康マイレージの導入に向けて指示を出してありまして、今、町民課と福祉保健課のほうで検討をしております。町民課と福祉保健課相互に連携をとって進めていただきますが、もし連携とれて、それから制度設計がしっかりと検討されれば、28年度中と言いましょか、28年度から導入をしていきたいなど考えております。

そういったことで検討中ではありますが、詳細についてはそれぞれ担当課のほうにお尋ねをいただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 先ほどの答弁の中にありましたけれども、地域担当職員制度の創設とあります。これはもう具体的に動き出しているんでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど申し上げましたように、今、制度設計を詰めております。多分、

今月中に固まって、いずれにしても平成28年4月1日からは導入をしていきます。詳細については、教育課長が今、教育課のほうで担当していますので、教育課長にお尋ねをいただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまのご質問ですが、役場職員各課の代表と副町長、それから教育長を交えた担当職員制度の検討会を今回まで4回開催をしております。その中で、議論されて今までに決定している内容につきましては、42地区の自治公民館に職員を1名から4名を配置すると。それから、具体的な地域担当職員の業務内容につきましては、配置されました職員が主に自治公民館の総会、定例会等への参加を通じまして、各地域の人々と密接な関係を築きながら、日常生活にかかわる地域の問題や課題等の解決に向けた協議、検討、助言を行います。

さらに、行政から町民への情報提供や町民からの意見、要望の受付窓口も担いまして、町民と行政による協働の町づくりの実現を目的としている内容でございます。今月中に、町長のほうに最終案を報告いたしまして、明けて1月以降に全体の自治公民館長会を開催いたします。その中で、自治公民館の館長さんのご意見を取り入れながら、最終的な案に仕上げていきたいと思っております。

先ほど町長が申しましたように、28年4月1日から担当職員制度を創設する予定であります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 次に、「ほんもの有機農業」「もうかる農業」の推進について、説明をお願いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどもちよつと答弁をいたしたところでございますが、中国製冷凍ギョーザによる有機リン系の農薬中毒、それから乳製品のメラミン混入、産地偽装、いろいろありました。特に近年、そういったことで消費者の食に対する安全・安心意識の高まりからいわゆる産地における農畜産物の安全に関する信頼確保が急務の一つだと思っておりますし、まさに安心・安全な農畜産物を生産をしていただいで、それを国民といいましょうか、町民にも向けてありますが、供給をしていくというのが求められていると認識をしています。

そこで、今後、有機農業でありますとか、オーガニックを一つの選択肢として、取り組んでいきたいと思っております。まだまだ町内においては、この取り組みが少ないというのは重々承知しておりますけれども、しかし、将来的にはやっぱり安心・安全な食材をしっかりと届けるというのがやはり生産者の役目であろうと思っておりますので、そういった意味で推進をしていきたいと思ってい

ます。

国、県におきましても、そのような方向で、国におきましては、もう実際は平成6年からそういった取り組みを検討されてますし、県のほうにおいても、そういった考えで水面下のほうでもずっと取り組まれております。今回の国、県もしっかりとした方向でいろんな事業が今年度から打ち出されてきておりますので、そういったものを取り入れながら推進をしていきたいなと思います。そういった国、県の事業との詳細につきましては、産業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ただいま町長が申し上げましたが、本年度から国の事業で、環境保全型農業の直接支払交付金制度事業に取り組んでおります。これにつきましては、地球温暖化防止や生物多様性保全を目的として、環境保全に効果の高い営農活動に対し、支援が行われるものでございます。

対象の営農活動につきましては、化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベル原則5割以上の低減する取り組みでございます。補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっております。面積につきましては5割低減、それから緑肥関係で368アール、それから有機農法で38アールの約406アールの事業に取り組んでるところでございます。町内の1組織の1名の方が取り組んでおります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 次に、町外からの外貨獲得のための拡充とはどういうことでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、2つを考えてまして、1つは当然のことながら農林水産資源でありますとか、資源、観光資源を生かした産業活性化による交流人口の増加を図る施策を展開しながら、そこで外貨獲得を図れるように検討していきたいなと思います。

それからもう1つは、プレミアム付商品券であります。今、町内利用者だけあります。ただ、木城の場合は、ダイシンキヤノン、大新産業さんもいらっちゃって、町外から木城に勤務をされてる方がたくさんいらっちゃいますし、また、商工業者の中でもそういった方々とお付き合いがあってどうかという意見も聞いておりますので、そういったプレミアム商品券についても、もし可能であれば、町外者にも、率はやっぱり町内と町外分けなくちゃいけないだろうと思いますが、町外者についても勤務地が木城町であれば、木城町内で使われるようなプレミアム付商品券も検討すべきではないかと思って、そこらあたりを検討してみたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） そのプレミアム商品券についてはもう、町内で1日で完売という  
ような状況で、町外者に利用していただくということになると、またその上乘せした予算をとい  
うことになるのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） プレミアム付商品券については、木城町の場合は、歴代の議員の皆様方、  
そして町長等の方々のご配慮と言いましょうか、英断によりまして、県内でも古くから、3つぐ  
らいの商工会だったと思うんですが続けております。ただ、最近口蹄疫でありますとか、あるい  
は経済の関係で地方創生で取り組まれています、うちはもう前からやってきておりますので、  
そういった意味ではしっかりとプレミアム付商品券については、今おっしゃったように、できる  
だけ等しく町民の方々が購入できるように、あわせて外貨獲得という部分では、それにプラスを  
してやっぱり町外から来てる方に利用していただけるように検討してみたいと思います。ただ、  
財源が必要でありますので、どちらかと言いますと、どっかの部分を減らしてでもそこに回すと  
いう手だても必要でありますので、そこらあたりは総合的に検討していきたいなと思っています。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 消費者、農商工連携による経済対策協議会の創設についてはいか  
がでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 経済対策協議会の創設を考えてるわけですが、これにつきましては、農  
業、商業、工業の振興を図る上で、農商工業の振興に関する事項でありますとか、当面する課題  
を検討課題とする場として、行政、それからもちろん消費者、町民、それから誘致企業、商  
工関係団体等を交えた上で、協議会の創設をいたしまして、木城の状況を的確に把握した上で、  
有効な経済対策等について意見交換を行っていきたくと思います。

また、そこで出された意見につきましては、答申と言いましょうか、ご提言いただければしっ  
かりと尊重して、町政に反映をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 次に、防災対策についてお尋ねします。

自主防災組織の育成状況はどうでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 自主防災組織であります、ご承知のように、自助、公助、共助、そし  
て最近はそれにプラス向こう3軒両隣という意味で近助という概念が出てきました。公助以外の

部分を担うのが自主防災組織だと私は理解をしまして、これについては、公約の中の1つにも挙げさせていただきましたが、自主防災組織をやはりしっかりとそれぞれ地区ごとに組織をして、育成をしていかななくてはならないと思っています。そういうことで、町といたしましては、粘り強く意図的にそういった自主防災組織の設立促進と育成を図っていきたいと思いますが、育成状況でありますとか、訓練内容等、詳細については、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 地区の自主防災組織につきましては、平成25年4月に川原地区におきまして、川原権現自主防災会が設立をしておりますが、そのほかの地区につきましては、現在のところ、なかなか進んでいない状況にあります。

孤立化が懸念される石河内地区や中之又地区、それから堤防の決壊が心配されます椎木側、中川原とか出店地区等とかですね、椎木側の地区につきましては、その必要性が高まっていると考えておりますけれども、なかなか気運の高まりが見られず、設置ができていない状況でございますので、設置につきましては、今後、重点地域を絞る中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） その自主防災組織の中のその訓練の内容については、どう指導されているのでしょうか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 現在、先ほど申し上げましたが川原権現自主防災会があるんですけども、訓練につきましては、自主的な訓練を計画していくということが基本になっております。本町におきましては、今年度におきましては、自主的に訓練をされたのが人工呼吸の訓練、それから炊き出し訓練を実施されております。その際には、町長、副町長、総務課が出席しておりますが、また関係機関としまして、東児湯消防職員に来ていただいて、その指導訓練をしております。参加者の方が非常に真剣に取り組まれておりましたので、実に有意義な成果が、特に人工呼吸、AEDの使用についてあったと考えております。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） ただいまのそのAEDの町内の設置状況はどうでしょうか。女性団体では、これまでに数回AED講習会を受けておりますが、住民に対してのその自主防災組織に限らず、住民に対しての講習会の開催はされておりますでしょうか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） AEDの設置につきましては、まず、公共機関につきましては、



15施設、木城町役場、保健センター、体育館、中学校、小学校、めばえ保育園、ふれあいプラザ、高城児童館、どんぐり保育園、木城温泉館湯らら、川原公民館、川原自然公園、石河内公民館、石河内活性化センター、中之又総合福祉センターに設置しております。また、携帯用としまして包括のほうに2つ携帯用のAEDを用意しております。それから、医療福祉施設につきましては、木城クリニック、デイサービス、それから特別養護老人ホーム新納荘、仁の里、それから高城歯科が設置をされておると聞いております。

それから、今年度予算で避難所に指定をしております施設、中之又総合福祉センター、石河内基幹集落センター、川原公民館、高城児童館、ふれあいプラザに各1つけていたわけなんです、その際に当該地区住民代表の方々や施設管理者に対して、詳細な取り扱いの説明を行っております。一般住民を対象にした部分については、今のところまだ実施をしていない状況でございます。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） AEDが設置されている公共施設が日曜祭日は鍵がかかっている使用できないという声もありますけれども、その対策はどうお考えでしょうか。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 夜中になりますと、確かにAEDのある公共施設については使えないということでございます。ただ、夜中の緊急の際には、やはりもう119番通報、それと人工呼吸ですね、AEDがなくても自分たちが常日ごろから、そういう人工呼吸を習得するというように努めていただければ、それが一番かと思えます。

○議長（後藤 和実） 渚上三月君。

○議員（7番 渚上 三月君） 救急車が到着するまでに、早くても7分から10分はかかると言われております。AEDが身近にあって、救命救急法と併用して使い慣れた人がいれば、助かる命も多くあると思えます。高齢社会になって、その必要性はますます高くなっていると思えますので、住民に対する講習と設置、どこに設置しているかの周知をお願いしたいと思います。

次に、公園の整備についてお尋ねいたします。

本町では、近年若い世代の転入により、子供の人数が増えており、今後も増える可能性があると思われます。そこで、子育て世代の若いお母さん方から、木城はいい町だけれども、中心部に公園がなく、ベビーカーを押して行って子供を遊ばせるような場所がないという声があります。赤ちゃんが生まれて、保育園、幼稚園に通えるようになるまでの間、幼児を遊ばせる場所がないということです。中央保育所の跡地が公園になるかと期待していたんですけども、貸し出されているので使えないし、多目的広場では子供が遊べるような状況になく困っているということです。例えば、耕作放棄地があって、長年放置されていて荒れ果てており、景観も悪いので、そうした土地を町が買い上げて公園にするということはできないでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまのご指摘のとおり、定住促進を進める上で、子育て世代の方たちが増えてる状況の中、子供を育てる環境の充実を図っていくということも大変重要なことと考えております。

また、公園をつくる上で、場所や用地の問題、またつくる場合の経費、そしてランニングコスト、そういった財政面的な部分も考慮しながら、また今後、皆様方のニーズを考慮しながら、例えば日曜日の保育所、めばえ保育園の開放とか、そういった方向等も検討しながら、今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 渕上三月君。

○議員（7番 渕上 三月君） 公園の整備は、子供たちのためのみならず、住民の憩いの場としても十分活用できると思われまますので、ぜひご一考願いたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 7番、渕上三月君の質問が終わりました。

-----  
○議長（後藤 和実） ここで、10分間休憩いたします。

午前9時56分休憩

-----  
午前10時05分再開

○議長（後藤 和実） 休憩終わりましたけども、暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

-----  
午前10時09分再開

○議長（後藤 和実） 今、お手元に文書を配りましたが、事務局長のほうから説明をしてもらいます。

事務局長。

○事務局長（渕上 達也君） 申しわけありません。一般質問の質問事項で、10番の質問が抜けておりましたので、皆様のお手元に配らせていただきました。

なお、一般質問で前に配っております神田直人議員の質問につきましては、12、13の番号を11、12に繰り上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 和実） 次に、5番、6番の質問事項につきましては、一問一答式により、6番、堀田廣幸君の登壇質問を許します。堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私は、常日ごろから数字の上辺だけしか見ていませんので、この将来の財政について常日ごろから非常に不安をしております。今日は、その少しでも不安を払拭したいという思いから、町税減収による町政への影響と事業見直しについて、質問をいたしたいと思えます。

お手元に参考資料として、私が平成20年9月、26年3月議会で一般質問いたしました。今から10年後の財政状況に関する質問に対しての財政課長の答弁内容であります。これは、3月議会だよりでも掲載をしたところでありまして、20年度の決算段階で本町の町税が33億3,300万円ありました。これ、1度聞いたら2度と忘れない数字です。長嶋茂雄の現役当時の背番号3の横並びです。絶対に忘れることのない数字でございます。

10年後の平成35年、8年後になりました。33億が18億9,500万円に減りますと14億3,800万円、後8年先には税収が減りますよということです。その主な原因は、次の大規模償却資産税が13億1,000万円減りますと。そのかわりに国からの交付金が24年度ではゼロだったけども、4億8,500万円ほど入ってきますと。すなわち税収が減ります14億3,800万円から4億8,500万円を足しましても9億5,300万円。約10億円は後8年先には税収が減るんだという数字になっておりますが、この推計額あくまでも推計額ですけども、この推計額に対して認識をどのように思っておられるのか、まず初めに町長からお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、堀田議員がおっしゃいましたように自主財源の1つであります町税が減少していると、そしてその中でも、特に大きいものであります。大規模償却資産税が5%と言われてますが、減少しているということは重々承知をいたしております。ですから、しっかりと財政計画それから行政改革の部分も含めて、しっかりと計画を立てて、効率的な運用に努めなくちゃいけないと行政運営をしていくというのは思っているところであります。

それから、具体的な数値等につきましては、それぞれ10年後、推計はしておりますけども、また、途中で情勢もちょっと変わってきている部分もありますので、詳細については財政課長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 中期財政計画を基に、平成35年度までの財政計画を示したものであります。従いまして、中期財政計画の大規模償却資産の償却率を5%ということで算定をしております。

平成27年度における大規模償却資産の分析をしてみますと、本年度新たに「ひむか発電所」が増設をされております。その分が1億5,700万円。本体分の評価につきましては、対前年

比8.6%で償却をしております。したがって、中期財政計画の5%と8.6%、平均値、平均値と言いますか、中期財政計画は過去の町外の事例を参考にした償却率であります5%で算定した分と、最悪8.6%減少した分で算定を仮にしたということになりますと、平成35年度の税込総額が5%減少したということになりますと21億400万円。8.6%減にしますと16億6,500万円という数字になります。まあ6%、6.8%平均値でいきますと、平成26年にいたしました中期財政計画と同じ数字に、同じ程度の数字になります。

ちなみに8.6%減で、試算した場合の収入に占めます町税の割合が46.3%でありまして、5%減にした場合が58.5%ということになります。ちなみにこの数字は、県内の平均値が23.2%であります。最高が、宮崎市で33%程度ということでありまして、町税の占める割合は、平成35年度も依然、県内の平均値を倍以上上回る数値ということで、財政的にはまだ恵まれた状況が当分続くというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） そういうの、ここでいっぺんに難しいことと言われてもなかなか理解はできないですよ。認識しているかどうかは、要するに8年後に税込が10億円、国税と差し引きで10億円ぐらい減るんだという認識はありますかというのを財政課長と税務課長、もう一度、10億円、推計やから。さっき言われた5%減の21億円と、8.6%の16億円と、それが正しいんだと18億9,500万円よりか税込はあるんだということなのか、したがって差し引き10億円はならないということなのかどうかを確認したいということです。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 平均値をどうとるかということで、先ほども申しましたとおり、大規模償却資産税の税率で金額が大きく変わるということでもあります。

で、6%、6.8%減で推移したときには18億8,000万円程度の町税になるということでもありますので、平成35年度の数字と大きくは変わらないということもございます。税務課の今後の資産を基に、これは積算しておりますので、はい。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 10億円近くは減るんだという認識はみんなお持ちです。

一般家庭に例えると、40億円を月収40万円ぐらいの夫婦2人の共稼ぎだと。で、40万円あった月収が30万円に減るんだと、将来。そうすれば、何だかやっぱり家族会議を開いたりして、どこをどう辛抱していくんだとか将来についてはこう考えているんだとか一般家庭ならば当然、早急にやりますよね。町の方はその税込が減ることについての対策、あるいは将来的な考えはどのような考えをお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 基本的には、税収が減った分、交付税が増えると、相対的に増えるということであります。ただ、交付税が現在、満額配分はされていない、いわゆる起債で対応しなさいと。交付税が今年の場合ですと1億円程度、交付税としては措置されなくてはいけないんですけども、実質、交付税措置されるのは1,800万円、残りの8,000万円程度は起債をしなさいということと交付税措置をされております。それが、基準財政収入額に回ってまた再度、交付税措置になるということですが、実際2割弱しか交付されないと、その分については、ということと、現在、臨時財政対策債の起債については借り入れをしないということとしております。基本的に、収入が減った場合、交付税が増えるよと、原則的な考えですけども。さらに国・県の補助金も増えてきます。と申しますのが、財政力指数に基づいて、交付税の税率が現在下げられている状況でありますので、その分が国・県の補助金が増えるということとあります。

それからまた、新たな財源ということで確保ということで、議員のほうからご指摘もありましたけれども、昨年の議会のほうで指摘もありましたように、ふるさと納税を新たな取り組みということで取り組みをしております。今回、3,000万円ほど補正をいたしまして、1億2,800万円の歳入ということで計上しておりますけども、新たな取り組みとして、ふるさと納税の取り組み、あと、基金の運用等で自主財源の確保に努めているところであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 何も心配せんでいいと。町民に今までどおり、今までの生活がずっと10年後も続けていかれるんだと、税収が減ったことは交付金で、それなりの交付金がもらえるので、何ら皆さん心配することはありませんと、今までどおり住んでみたい、住んでよかったと、木城町で続けられるということですね。

それでは次に、やっぱり町長も新しく変わられて、新規事業相当あります。私の決意5つの取り組み見ますとどうしても歳出を伴うものが相当ありますよね。これは当然やるべきだし、やりたいという思いでしょう。ただ、今までの事業をそのまま継続していく、で、新たな事業をまた始める。これ金を使う事業考えることだけだったら、申しわけないけど私でもできると思うんですよ。ただその財源、予算をどう組むかが我々ではできない。プロの皆さん方しかわからないということですが、新たな新規事業するための予算あるいは財源については、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 新規事業の取り組みであります。堀田議員おっしゃるとおりの部分でありまして、私も同意見であります。

まずは、いわゆる国・県などの助成事業、交付金であります。補助事業を活用していくと、それからその次に、そういうものがなければ辺地債あるいは過疎債の対象事業を探していくということにしております。いわゆる財源確保でありますので、そういった意味では例えば補助金、いろんな単費の補助金事業についても、今、3年を1つのめどにして、後で議論になるかと思うんですが、外部評価もどうこうちゅうのはありますが、今のところは内部評価で、3年をめどにある程度、取捨選択をしていくと、検討をしていくということでもありますので、そういったことで助成事業、それから次に借りていく辺地債、過疎債の有利なものをしていくということでもあります。

それから、先ほどの税收、減収のことも今、財政課長から言いましたが、今ある、それ以外の税收となっているもの、例えば企業誘致の促進でありますとか、あるいは若い世代が今増えてきていますんで、そういった部分では、若い世代は働き手のばりばりでありますんで、そういった意味では町民税が増えてくるということもありますし、また、ふるさと納税の取り組みも、やっぱりこれも今12月に入りまして、1億円を突破をいたしております。今、何千万単位、1日で増えているような状況でありますので、そういったことでふるさと納税の取り組み強化。

それから、基金についても会計課のほうで単に積んでいるのではなくて、一番はしっかりした基金運用をしていくということも取り組んでいますので、そういったことで、あらゆる手だてで税收上げ、そして新規事業等については国・県の交付金事業でありますとか、補助事業を持っていくという形で努力をしていきたいと思っています。

詳細については、財政課長のほうから答弁をさせます。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私が一番心配しているのが、この特別会計事業なんですよ。現在、一般会計から特別会計の繰出金が約4億3,800万円ぐらいのわけですよ。約4億、そのうち下水道会計1億4,000万円、一般会計からの繰り出しがあります。下水道会計1年間の下水道使用料が3,000万円ですわ、3,000万円。ということは、下水道使用料の約5倍を一般会計から繰り入れして、何とか成り立っている状況です。29年度からの新しく整備部分の元金償還が始まるという説明でした。それで仮にこの財政が苦しくなると、ほかの事業するために一般会計からの繰出金を減額するんだ、廃止するんだということになれば、下水道料金が5倍になるという勘定なんですよ。今、1カ月当たりの1戸平均しますと月2,000円が下水道代です。これがなくなるということになれば、下水道代だけで1万円ぐらい下水道代上げないかんという状況になります。

それからもう1つは介護保険ですね。介護保険にも1億1,000万円ですか、1億1,600万円繰り出しをされています。介護保険代が8,300万円ぐらいですから保険料は。これも介護

保険料代よりも多くの繰出金を出ているということで。なくなれば当然今の保険代が倍、近くなるという勘定になります。でですね、細かいことは申しません。もう先ほど言われたように財政的には心配するなということですが、町長、少なくとも町長在任中、この今の一般会計から特別会計の繰出金を減額するなり廃止することは、私の任期中にはありません。したがって、下水道代、水道代が上がるというようなことはありませんと約束してもらえますか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 特別会計は、独立採算性を原則としておりますが、しかし、はっきり申し上げますといわゆる受益者負担、いわゆる使う人が例えば100円の事業するのに50円、それから残りの50円を国・県の補助部分でありますとか、あるいは町からの持ち出し、繰出金おっしゃるような部分で賄っているという状況であります。ただ、先ほど言いますように、そのおっしゃるようなことについてはですね、断言はできないわけですが、そうならないためにも、独立採算性が原則でありますので、そういう方向でしっかりと運営をしていきたいと思っています。

ただ、受益者負担の部分でいきますと、やはり下げることはないだろうと思いますが、上げることについては、今の、先月ですかね、宮崎市が何十年か、何年かぶりに大幅なアップしてなかなか今、その対応に苦慮されているという状況もありますので、そこらあたりは一挙に上げるんじゃなくて、上げる場合にはしっかりと受益者負担が説明責任を果たせる範囲で上げていきたいと思っています。ただ今のところ、そうそうに上げるということは予測はしていないということでもあります。

それから、社会保障費、特に介護保険でありますとか後期高齢者医療、その分野については今、繰出金がたくさん出てきております。もちろん国の制度が変わって、国がやった部分を町がしっかりとやんなさいよと降りてきた部分もありますので、そういった意味では年々持ち出しといいましょうか、繰出金が増えてきていることは事実であります。だからこそ、そのためには、やっぱり健康な人をいわゆる医療費を縮減するということが求められていますので、その部分でもさっき申し上げましたように、健康マイレージとか、そういうことで健康づくりをして医療費を抑制していくというようなことも考えております。

それから、下水道事業については、特別、長寿命化をしっかりと国・県の事業を活用しながら、できるだけ経費の節減に努めていきたいと思っています。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 情勢がありますから、その減額はあるかもしれませんが、これがなくなるとすると国保会計、水道、下水道、介護保険それから後期高齢者、例えばさっき言いましたように下水道代が1万円になる、水道代と合わせると2万円を超す。あるいは介護保険も1万円も超す。これ住んでよかったという町には決してならないと思いますので、ほかの事

業を縮減してでも、一般会計からの特別会計の繰出金はぜひ続けていただきたいということであり  
ます。

次ですね、事業の見直し、そのためには今40億円年間予算、これが30そこそこになるかも  
わからない、それは交付金によりますけれども。考えてみれば新しい事業するためには先ほど言  
いましたように、今までやっている事業の見直しをする、これが非常に大事だと。今、先ほど町  
長も3年を目途に検討していくんだということでもあります。そこで事業の見直しについて常日ご  
ろから考えていることを質問したいと思います。

まず、最初に町営バスの中之又線。それからピノックQパーク観光業務。定住促進事業の一部。  
これは私の意見じゃなくて、今年の3月16日に「地方創生と地域公共交通を考える会」という  
ことで、坂本誠さんという全国町村会のここの3階の会議室で職員と議員と2交代で研修を受け  
られたときに、まず地方創生をこれからどの自治体も真剣に考えてくるだろうけれども地方創生  
の策定の前に、まず足元を見つめ直すことが大事だということ、私これ3点しかメモしてない  
んですよ。

1つが、中之又町営バス利用者46人中、この段階で利用経験者はわずか6人ですと言われた  
んですよ。46人中6人しか、経験者、利用バスの経験者数が6人。

それからピノックQパークについては土曜・日曜・祭日を除いて、ほとんど、来館と言うんです  
か、客がいなくて。土曜・日曜・祭日ぐらいに営業するか。これはもう町営バスとの連携を考え  
なさいと、中之又・石河内線の利用を考えなさいということと言われたんでしょうけれども。そ  
こには2名の、これ町が委託費を出しているんですよ、観光事業。2名ですかそのうちの仕事  
の内容について、その土曜・日曜・祭日に営業するかそこら辺を検討してみてもはどうですかと言  
われたので、今申し上げたわけでございます。

それからもう1つは定住促進事業。今までは、本町の場合は、この定住促進事業によって人口  
の大きな変化がなく、成功した1つの大きな例だと言われます。しかし、先ほど町長も言われま  
したように地方創生の中であらゆる自治体がこの定住促進について、近隣の町もそうですが、ほ  
とんど始められました。もう木城町特有のものではなくなったわけですよ。となるとだんだん  
優遇措置がエスカレートしてきて財政悪化につながる恐れが十分ありますと、このことが。競争  
だけになって、そして実績は今まで通りにはいきませんよと。本町の場合、今までの人口を維持  
していくのには月2件、年間24件の新しい導入世帯があれば今の人口が続けられますから、こ  
の定住促進事業の中でも住宅取得については、強力に進めるべきだと言われました。

そのほかの、ありますよね、出産祝い金、転入、就学、商工業企業。これについては見直しを  
される、もっと住宅取得を強化するのか、それ以外をされたのがいいということが先生の意見で  
した。これプラス私の意見です。



定住促進事業に今、年間4,570万円ほど費やしておられます。これは新しくよそから入ってくる人ではなくて、今町内に勤めておられる方。例えばこの間、温泉湯ららでも36人中15名は町外から。それから、えほんの郷でも10名中7名は町外から。今、ダイシンキヤノン、東児湯消防、井上林産、たくさんそういう1人で住むところありませんかちゅう前町長のところに相当相談があったということです。

それには、はいわかりました、じゃ木城町に住みます、言うたって住むところがない。前から申しますように1人向け、若者1人者、単身者あるいは低所得者の受け入れをする住宅が必要ではないでしょうか。1戸建てでも必要ですが、やはり若者が増えて、若者同士がお互い交流して、あるいは結婚とか出産につながっていく、そういうものに力を入れるべきではないかと思われませんが、この3点について町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 事業見直し関係全般について、今おっしゃったことは十分理解をしまして、そういった形で考えで私もやっていきたいと思っております。

ただ、定住促進についてはおっしゃるように、一部競争的なものは多分今後、地方創生の中ではそういった懸念を私も持っています。ただそれが、どのくらいやるだけじゃなくって、やりながらもしっかりと町内で還元できているとか、あるいは1戸住宅の100万円やっていますが、例えばそれが100万円やったけれども、よく考えてみると固定資産税で10年ぐらいで元は取れる状態ですね。ですから200万円やってもまだ元は取れる。しっかりと人たちが木城町で働けば、消費も生れ消費効果もありますし、また稼いできますと住民税もふえるということでありますので、それをトータルに考えると補助金もやって、何ですかね町外で使ってもらっちゃいけないけど、中ではそういった循環ができるという部分もありますね。そこらあたりしっかりと検討はさせていただきたいなと思っております。

それから、町営バス、中之又線のことも言われましたが、公共サービスについては多分、誰しもが悩むところではありますが、ただ、へき地性それと少子高齢化、限界集落と言われた部分、そういった地域に1人でもおれば、やっぱり公共サービスには等しくしていかななくてはいけない。私たちの1つの役目がありますので、そこらあたりはご理解いただきながら、しっかりと事業実施をしていきたいと思っております。

それから、繰り返しになりますが、いろんな事業をしていきますけども、全てやはり3年をめぐりに、やっぱりしっかりと検証していくことも必要かなと思ったところでもあります。

それから、単身者向けの住宅もちよっと触れられましたが、過去に私の記憶でいきますとアンケートをとられて、実際とられたけど、そういった要望とは裏腹に、実際とってみるとちよっと前になりますが利用しないというような結果出たというふうに考えておりますが、また時期も変

わってきてますので、そういった意味ではしっかりと住民ニーズは把握をして、対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 先生も私も町営バスを中之又を廃止しなさいということではなくて、わずか6人ぐらいしかおらんとなら、これは例えば自宅まで送迎する乗り合いタクシーのほうが効率的にいいんじゃないんですか、とかいうようなことを言われたんですよ。今、何キロか離れているところから乗ってます。もう自宅まで迎えに行ったら自宅まで送っていくと、それが乗り合いの小型のタクシーでも十分できるんじゃないでしょうかということですよ。

それから、定住促進については集まんなさい人口増やそうという中で、そういう受け皿がないのに、人が戸建て住宅をつくるような余力のある人だけじゃなくて、若者、単身者、そういう者を、前町長もそういう時期だというふうに答えられたからですね、それをやるべきだということですよ。

次に、もうまとめてお伺いします。委託料です。

今現在、26年度決算で5億8,800万円321件。5億8,800万円の委託料があります。そのうちの測量設計調査等は、これは工事関係ですからやむを得ませんが、その他の草刈り清掃などの施設管理委託費が142件で1億2,800万円。その他ごみ収集、それから祭りとかで95件、3億4,000万円。あわせると321件の中の随意契約、あるいは入札。随意契約が非常に多いなということをお聞きしておるわけですが割合としてはどういう割合になっていますか。随意契約の件数、わかればお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 随意契約の件数ですが、施設管理で124件。測量設計につきましては14件、用地測量で14件、ああ、失礼いたしました、測量設計委託で14件、電算システム等で56件、その他の委託で90件、計284件であります。件数別で89%、金額別で86.7%が随意契約の割合であります。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 約9割近くは随意契約ということですね。我々素人は、入札すれば1割2割は安くなるんじゃないかというのが素人の考えなんですよ、随意契約よりも。これをなぜ、その入札にされないのかが、前から不思議でたまらないんですよ。入札すると経費が安くなるのが世の中の常識ですが、その随意契約が8割も9割もあるという理由は何でしょうか。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 随意契約につきましては、地方自治法、施行令167の2、それか

ら木城財務規則で、その契約できる範囲が定められております。

まず、緊急を要する場合に、例えば入札する、入札を大体月1回やっておりますけども、修繕等で緊急を要する場合には随意契約を行っていいよという場合があります。

それから、電算プログラム等のように、他のメーカーに委託しますと、システムからつくらなくてはならないということで多大な経費を要するという場合、経費の節減効果を求めて随意契約する場合。

それから、そこでしかできない委託というのがあります。例えば、保育委託とかいう場合もこの件数の中に入っておりますけども、1億6,800万円は保育の随意契約委託という契約の中で処理をしております。

なお、入札できない随意契約部分につきましても、3社以上から見積もりを取るということになっております。指名競争入札に準じた形で契約を行っております、経費の節減を図っているということでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今まではね、財政に余力があったからこれでいいんですよ。これから先、さっき言ったように年々税収が減っていく中で、やっぱりできるだけ入札にして、仮に1割、削減できたとしても5,000万円、6,000万円近い金が浮いてくるわけですよ。それをほかの事業に有効に使ったらどうでしょうかということ。

次ですね、有害鳥獣対策捕獲の委託です。今、委託を3名で435万4,000円ほど支出されております。これ今、大字石河内の2名、それから川原の1名の3名です。今、押川課長には何べんも申しましたけれども、この大字椎木・高城の農家の方から非常にそれに対する不満が出ております。その当初の地域割り、大字石河内がなぜ2名。

私が考えるのは大字中之又・石河内で1名、大字川原で1名、この大字椎木・高城で1名、これが機動力を発揮するのに一番の方法だと思ったんですが。石河内に2名おられて、こちらから被害要請あって役場から申請するけれども、もうそこにはイノシシや鹿はおらん、何日も経って来られるんですよ。もう実際には被害に遭った方は、前のいわゆる駆除狩り班の方に個人的に頼んでおられるんですよ。この椎木地区の方、特に中原、百合野辺も。そういう実例があるんですよ。

押川課長には、2例ほどその当時の生産者を連れて話行かせました。それでこれも、今、この活動の点検についての報告はどうされているのか。それから実際に、この事業を始められて被害金額は減っておるのか。鹿、イノシシの頭数は減っておるのか。これは追い払い隊だから、よそに追い払うだけが仕事で、余り効果はないんじゃないかと。やっぱり捕獲というのが一番の効果

があるんじゃないかと思いますが、そこら辺はどうなってますか、課長。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ただいまご質問ありました、鳥獣被害対策員、俗に言います追い払い隊でございますが、平成26年度より設置をしております。3名の方につきましては、募集の要件といたしましては、町の猟友会の会員の方であり、町が指定をしております駆除班に属していない方を対象として選定されます。当初、5名の方から応募がありましたが、そのうち2名の方については、町指定の猟友会の会員ということで残りましたのが3名でございます。その3名が、石河内の方2名と川原の方1名ということでございます。

それから、被害の相談件数でございますが、25年度がイノシシが212件、鹿が121件、猿が138件の471件となっております。それから、設置をいたしました26年度からはイノシシが161件、鹿が93件、猿が105件、計の358件ということで、前年と比較しますとイノシシが51件、鹿が28件、猿が33件の113件の減となっております。

それから、捕獲頭数でございますが、25年度がイノシシが37頭、鹿が125頭、猿が15頭、177頭となっております。26年度につきましては、イノシシが45頭、鹿が100頭、猿が19頭の146頭となっております。前年と比較しまして減少をしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これは名目は追い払い隊だけでも捕獲もされてるということで、捕獲隊ですね、駆除班狩り。捕獲もしてるんですか。さっき言った減った数は、この人たちが捕獲した数を言われているの。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 失礼しました。

ただいまの捕獲実績についてですね、町の駆除班の実績でございます。

追い払い隊につきましては、駆除班のほうで、対応ができなかったものについて、箱罠の設置を7件しております。場所につきましては、百合野地区、岩戸、中原、一向瀬地区でございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） もう、時間が俺んときは早くて、後でまた時間あったらします。

総合交流センターの図書管理委託についてです。

これが2名で、577万9,000円の委託をされています。前回の予算委員会の際に利用者数をもらいました。8,236人、1日当たり営業日数で直すと28.4人だから、まあまあかなと思っちゃって中身ずっと見てみたんですよ。本を貸し出しした人1日平均8.18人、1日

に。これ2人常駐してるんですよ。で、その他で来られた、「レファレンス」じゃないですよ、「レファレンス」ですよ、教育課がこういう間違えされるといかんですよ、レファレンスが本当です。あとコピー、インターネットリクエスト、その他の用事で来られた方が520人で1.8人。あわせても10人にならんとですよ、あそこに2人おって。

しかも、事業の効果を見て見ますと、図書資料の収集及び分類、配列を適切にし、町民の利用に寄与する。これ図書の資料、配列、それをするために2人雇たんじゃ、日常、夜の業務が書いてあるだけ、効果でも何でもないですわ、これ。当たり前の仕事じゃ。

それで、8,236人から先ほど言いました人数を引くと5,341人、来館されてますとなりますが、この5,300人は何の用で図書館に来られたんですか。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） ただいまの総合交流センターリバリス図書室の5,700人ですね、内訳ですが、図書利用者ということで、図書の貸し出し、借りられる方、それから相談ですね。先ほど、間違いがありました、リファレンス、リファレンスですね、リファレンス、図書に関しての相談業務。そういったことで今年度5千、現在11月末で先ほど5,300人と言われましたが、11月末で5,700人の方が来られております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 私、26年度の実績表で言ってますから今年のは別です。先ほど今言われた貸し出し人数は2,375人、その他相談事、さっき言った予約言いましたね、ほかの用で来られた方が520名、引きますと来館者入ってきた人8,236人からそれを引くと、5,341人余るわけですよ、来られたという人から。その人は図書室に何の用事で来られたのですか、ということをお聞きしているんですよ。

○議長（後藤 和実） 教育課長。

○教育課長（中井 諒二君） 失礼しました。

平成26年度の実績ということで、利用人数が8,236人、それから利用された方この方ですが、貸し出しの冊数につきましては8,316冊を借りております。1人が1冊とか2冊とかありますので、借りに来られた方がほとんどだと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 借りに来られた方は2,375人と数字が出ると、その貸し出し本数が何件じゃろうが関係なく、もう、時間がありませんので次行きます。優良繁殖雌牛導入事業です。

これは、金額じゃなくて平成25年度の実績が、2名で3頭しか実績がないんですよ。これは当然、口蹄疫から素牛がそろってなかったから無理があるんですが。

これはですね町長、もともと事業名の名前ですよ。優良繁殖「雌牛」、繁殖に雄牛はいないんですよ。もう雌牛ということはわかっているんですよ、こういう使い方は、優良繁殖「素牛」導入事業と。これ、おかしいですよ。「雌牛」を言う、繁殖に雄牛はいないでしょ。

それとですね、これの対象が郡の品評会の入等牛、町長が畜産詳しいですから。昔の品評会と今の品評会は今全然違うんですよ、頭数も少ないし、見た目好みがあるんですよ。そして入等した牛だからといって、競り見てもらうとわかるとおり、入等したからって高いと言うわけでもないんですよ。もう入賞牛よりか高い牛はごろごろしてます。70万円、80万円で普通の牛が売ってます。この品評会に連れて行くと2日流れるから、もうそんな余裕やお金はないんですよ。で、対象が入賞牛じゃないとだめっていうことですから、実績も少ないわけですが。これを、もう時代に即応した方法に変えてはどうでしょうか。もう郡の品評会の入賞牛じゃなくて、導入価格の例えば70万円以上とか80万円以上とか、そういう牛を対象にすれば、競り値も上がらないんですよ。木城町の生産制度的には20万円出るからということで、ぎりぎりまで競るとというのが、競値を高く吊り上げているだけのことだと言われる人もおります。畜産農家と十分相談されて、そこ辺を検討されてはいかがでしょう。一応お聞きいたします。先ほどの図書室の利用の件と合わせて。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 優良繁殖雌牛導入事業については、今現在、担当課のほうに指示を出しております。当然のことながら、時代にそぐわない部分もおっしゃるとおり出てきております。状況もそうです。そういうことも踏まえて、生産農家の意見を十分聞いた上で、しっかりと検討するように、これで多分、28年4月に向けて見直し検討させていただきたいと思っています。以上です。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 今言ったような事業の見直しを私は一遍やっぱりすべきでないかと、前町長時代から2遍3編の中で質問はしているんですが、いわゆる高鍋町と今、新富町は非常に効果上げております。大学の先生あたりを学識者を入れてのいわゆる事業の見直し、大いに伸び筋がもっと予算を増やさにかい。あるいは現状のまま継続してみるべきではないかと事業もあります。あるいは効果が少ないので、少し減額してみたらどうじゃろうか。あるいは全く無駄遣いじゃと、廃止しなさいというものもあると思います。それを判断するのは内部の職員じゃなく我々ではなく、やっぱり第三者に事業を1つずつ選んでもらって、やるべき時期に来ておるのではないかとということです。

これは今、行政改革推進会議に、あるいは先ほどのまちづくり委員会、との併用は全く目的は違うでしょうけども、そういったものとの併用もできると思いますが、要するに、外部の事業評価委員会を設置する考えがおりなのかどうかだけ、町長にお伺いをしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるようになりますね、今までいわゆる職員による内部評価で事業評価をしてきたところでありますが、しかし、おっしゃるようにならにやっぱり第三者、外部の視点も取り入れた上で、しっかりとやってきた行政評価、それから客観的、それから信頼性を高めていくことが時代のう勢だと私も認識しております。

そういうことで今、行政改革大綱を取りまとめておりますので、担当課のほうに、いわゆる事業外部評価委員会設置を検討するようにと指示を出しております、そういう方向で行政改革大綱の1つのメニューとして、外部評価委員会制度が設置をされるというふうに思っております。詳細については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 行政改革推進会議、これを12月中に第1回目の会議を開きます。これは何をするかと言いますと、新行政改革大綱を策定すると。前回、平成17年度につくつとるんですけども、それがちょっと期間があきましたので策定をしていきます。

その中で、織り込んでいくのは機構改革、事務改善、それから人材育成、町民との協働、財政の健全化運営、このようなものが、この行政改革推進会議の中で議題として挙げられます。

議員がおっしゃられました事業外部評価委員会というものにつきましては、町が実施する各種事業の評価を行う見直すための具体的な手法でございまして、これにつきまして町長のほうから、導入に向けて検討すると言われておりますので、この行政改革推進会議の中で、論議して、方針として出していきたいと考えております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 主要事業効果表ですね、今決算のときに提出いただいておりますが、昨年の決算委員長も言葉を見直すべきじゃと。前町長も必ず今回はもう私は指摘してきました3年も4年も同じ文言じゃねえかと。いうことでしたが、また今年もですね、変わっておりません。

町長。まちづくり推進課だけは丁寧に、相当苦勞されたと思いますが、ほかの課は全く一緒のこと。本当に効果を見直しているのかどうか、先ほどの教育課の例が1つです。日常の業務がただ書いてあるだけ。ぜひ、お願いします。

時間がありませんので、最後の地方版総合戦略5カ年計画策定について。これは、地方創生で

すね、今国が進めております。人口減対策となります、これが。これを来年28年の3月が作成期限となっていますが、今、本町の場合は、この進捗状況どこまで進んでおるのかお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまの堀田議員の質問でございますが、現在、第5次木城町総合計画、これをベースにその中から、各課で人口増加におけるより有利な施策について素案を該当する各課で検討している状況であります。その素案について、12月中旬に創生推進会議に提示することにしております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その制定会議というものをつくられたんですね、推進会議とか策定会議。それはどういった、構成メンバーでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 創生会議のメンバーですが、町内の若者とか各種団体、こういった方たちに入っておりますが具体的に申しますと、商工会、商工会青年部、商工会女性部、児湯農協木城支所、認定農業者協議会、観光協会、児湯農林振興局、小中学校PTA会長、高鍋信用金庫木城支店、高鍋公共職業安定所、宮崎日日新聞社、自治公民会連絡協議会、民生委員・児童委員協議会、木城町若者会などからの各種団体から入っていただいております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） まあ、いずれの専門の評論家も言われているとおりにいゆる今言われた中に目新しい人もおりますが、何をしても、例えば木城支所長とか信金、商工会会長、団体のその代表者、いわゆる行政から言えば、お得意様、顧客と言いますかね、そういうものではだめですよ。幅広く、子育て最中の若い奥さん、あるいは町外から木城町内に仕事に来ておる方、いろんな町民を集めて聞かんとですね、その各種団体の代表者とかじゃなくて、そういうもので、ただ、策定で終わるだけでなく、本当に将来の人口減少について、効果のあるものを実効性のあるものを作成しなさいというのが今回ですが、それをご指摘しておきます。

それではですね、その策定委員会についてはいいです、これで。

金融機関の活用はどうされていますか。全国の1,741市区町村の92%が金融機関を組織、推進組織や意見交換、分析の調査の協力に金融機関を入れているんです。してない市町村は全国で137自治体、その137自治体に木城町は入っているんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 先ほど申しましたとおり、高鍋信用金庫のほうからも委



員に入っています。金融機関の活用状況と申しましょうか、今現在は活用しておりませんが、今後ですね、会議の中に金融機関も入ってもらっておりますので、その中で金融機関としてのさまざまなアイデアそしてアドバイスですね、そういうのをいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 金融機関はですね、どこも金融機関の6割が人口減少対策を経営戦略や経営計画に盛り込んでいるんですよね。信用金庫なら信用金庫の上部組織、何々経済研究所とかを持っていますからね。それとか国立社会保障人口問題研究所等の推計活用。これは西米良村がやっているそうですけれども、ここらあたりのデータをもろて、独自で作成することが大事だと。コンサルタント会社にこの作成を丸投げして依頼されるということはございませんか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） この総合戦略につきましては、コンサルタントに委託してはならず、町で独自でつくっていくということでございます。

ただし、総合戦略とは別に人口ビジョンというものをつくっておりますが、これにつきましてはコンサルタント委託をしていると。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 総括として、大切なことは計画、自立でなく、町民参加とその実効性、十分な町民の意見を聞く機会が必要だと。町が一体となって取り組む体制が最も重要であると。本町にはそれがあるかどうかですけれども、実行性がなければ何もならないということなんですよね。

昨年度、第5次木城町総合計画をもらいました。これにも将来の人口について、あるいは高齢化比率について中身が長期にわたって出されていますが、これとの整合性はどうなんでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 第5次総合計画の中には、2023年の人口を掲載しております。しかしながら、今回の人口ビジョンに対しましては2060年の人口、これがどうなっているかというところを出す必要がございます。そして、総合計画と人口ビジョン、これも整合性も必要ではございますが、総合計画につきましては、先ほども申しましたとおり2023年ということで出しております、これはいろんな算出方法がございますが、過去の経過等を踏まえながら作成しております。

しかしながら、人口ビジョンのほうは、これにプラス日本創生会議が出しております推計。これにつきましては、17年から22年間の5年間の移動データが一番重きをもっているものから、逆に、総合計画の中で出しました2023年までの人口というのは、ちょうど木城町が平

成17年から急激に人口が減少していた部分もございます。そして、定住人口を図るために定住促進事業を開始したころからですね、若干、減少が緩やか、もしくは微増という形になっておりまして、この間のデータは、日本創生会議の推計には反映されていないというような状況もございますので、目指すところが違います。

総合計画は2023年、人口ビジョンは2060年ということで、最終的には目指す目標はございますので、最終的な目指す年度が違いますので、若干のずれは生じてくる可能性もございません。

○議長（後藤 和実） 堀田廣幸君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 若年層の年齢層の割合がこの前新聞報道されました。多分、木城町は宮崎県内でも3番目ぐらいでしたかね、高い率が。まあそれだけ若者が増えたということで大いに可能性のある町だということで評価されておりました。これを、先ほど言いましたように、策定で数字をつくるだけでなく、未来永劫にこのことが続きますように、ご努力をお願いしたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田廣幸君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、7番、8番の質問事項については一問一答式により、3番、中武良雄君の登壇質問を許します。中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） それでは始めます。

私の質問に関しましては、今一部、堀田議員のほうから質問がありました内容と若干同じ部分があるかと思えますけれども、それなりに答弁をよろしくお願ひしたいと思えます。

まず、地方創生の取り組みの状況についてお聞きしますが、去る11月初めの宮日新聞にですね、地方版総合戦略について県と9市町村が策定済みであり、17市町村が年度内に策定すると記されておりました。木城町も当然、年度内に策定となっておりますが、私としては少し取り組みが遅い感じがしたわけです。

また11月9日の宮日新聞の町長のインタビューにおきましては、町長が「住んでみたい、住んでよかった、住み続けたい」をモットーに「農業の創生、商工業の創生、教育の創生、観光の創生、伝統文化の創生、医療福祉の創生、雇用の創生、子育て支援の創生、まちづくりの創生等」全部において、位置づけをされておりましたが、その中の人口減対策の地方版総合戦略、その5カ年計画の取り組みについて現状はどうなっているのかお聞きしたいのですが、まあ、先ほど答弁がありましたので、同じ質問になりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 先ほど、堀田議員の質問にお答えしましたとおり、その中でも現在、人口増加における施策において素案を該当する各課で検討していただいております。その素案を12月中旬に、その素案を出していただいた後、まちづくり推進課で取りまとめた上で、12月中旬に創生推進会議に提出することにしてあります。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） その件については、後でまた質問いたしますが、総合戦略では基本的な考えといたしましては、1番目に、人口減少と地域の経済縮小の克服、それと2番目に、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立。これが、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える町に活力を取り戻すというふうになっております。

この前、テレビでやったんですけど日南の油津商店街協会、こちらのほうで空き店舗になっている店舗を、ある2名の方が活動されて、それを将来的には20店舗ぐらいに新しい店舗を増やすというような活動をされております。その活動内容は、事細かにテレビで報道されておりましたが、今後はそういったことが、これが1つのきっかけというか、定番になってくるのではないかなということではなされてました。

その中で、11月の月報の中に、木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会の委員募集というのがありました。ここに、その募集内容があります。審議内容、木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の審議。1として、総合戦略の推進事業に対して意見提案を述べること。その他の目的のために、必要な事項に関すること。これで年4回程度、任期が27年の11月中旬から28年の3月31日と。

この応募条件も非常によかったんですが、18歳以上から48歳未満の方で、人口減少克服、地方創生に関心があり、というふうに書いてあります。でも、募集締め切りは11月9日となっております。先ほど言われた委員会のことだと思うんですが、これも募集の結果と構成メンバーについて、多分先ほど述べられたことじゃないかと思っておりますけど、再度、それをお願いいたします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまのご質問でございますが、11月に行いました募集につきましては、1名の応募もございませんでした。

私どもも、募集して、よりそういう意見を述べたいという方の意見を参考にしたいということで募集を行ったところでございますが、残念ながら1名の応募もなかったという状況でございます。

構成メンバーにつきましては、先ほど堀田議員のご質問にお答えしましたとおりでございます。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） それだけ、町民の方に関心がないのかなということ、非常に残念な気がするわけですが、

もうちょっとやっぱりこういったのですね、ちょっと早めに公表して、もうちょっとじっくり考えて、逆に言えば、こちらからそういった方をお願いするような形も必要じゃないかと思うんですね。ただ待っているだけでは、そういったいろいろな意見を持つてる方もただ欠けているだけで、表に出てこないということになると思いますので、こういったことについては、もっと事前に早く公表して、そういった方にちょっとだけお願いしていくとかいう形もとるようにしていただけたら、非常にいいんじゃないかと思います。

それと含めて、国は新型交付金で自治体の独創的な考えを後押しし、努力した自治体と、従来どおりの発想での取り組みの自治体では、交付金に差をつけると言っております。その新しい発想を取り入れるというためには、女性とやっぱり若者の意見が一応大事だと思いますので、そのことをしっかりと考えていただいて、今度の協議会を運用活用していただけたらいいと思います。

続きまして、今後の上水道・下水道の使用料金についてお聞きしますが、先ほど町長も言われたんですけど、先だって宮日の新聞によると、宮崎市の上水道の料金の値上げが載っておりました。その記事を読んでちょっとびっくりしたのは、節水機器の普及や人口減少により使用料の減少で、使用料金の減少、財源不足が大きな値上げの要因であるというふうに記載しておりました。我が町は、そういうところは大丈夫だと思っておりますが、現在の上下水道料金は他町に比べてどうなのか、お聞きしたいと思います。

それと、ちなみに本町の場合、ホームページに載っておりましたが、ひと月の使用料ですけども、上水道ですね。31立方メートル使って、水道料金は5,119円。下水道料金2,538円というふうに一応書いてあります。ホームページのほうに細かく書いてありますが、これで間違いないでしょうか。その点もひとつお願いします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） ただいまのご質問でございますが、上水道の使用料金については、実際には、基本水量8トンまでが1,200円、超過水量が8トンから30トンまでが150円というような細かい分け方になっておりますので、具体的にちょっと、31トンが幾らかというのはちょっと、計算しないとなりますが。

今、手元にあります月20トンということで、手元のほう資料準備しておりますが、郡内5町で、月20トンで比較した場合に、実際に上水道使用料については、各町各団体で取水、ろ過の方法、それから給水、区域の遠隔なところもございますので、それから給水人口、基本料金分の水量、超過水量の価格設定が各自自治体で異なっておりますので、一概に価格だけで比較した場合ですが、郡内5町で月20トン比較した場合で、税込で安い順に、新富町が2,980円、高鍋

町が3,250円、木城町が3,326円、都農町3,564円、川南町3,758円、5町平均で3,376円という状況で、木城町については郡内でちょうど平均の位置あるというふうに考えております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 私も資料で大体持っていますが、下水道のほうはいいんですけども、木城町の3,326円というのが中間ぐらいであるということですけども、私は高鍋町よりちょっと高いというのが、ちょっと上のほうにおいて、ちょっとあれかなあと思うんですけども、一応このあたりをちょっと参考にいたしまして。

次に、本町における上水道の年間の使用料金の総額ですけども、これが10年前と比べて、どれぐらいになっているのかをお願いします。ちなみに、26年度では8,246万円ですかね、木城町の場合は。これで間違いないですかね。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 手元の資料ちょっと丸めさせていただいておりますが、年間の水道使用料の調定額ということで申し上げますと、平成26年度約8,200万円、それに対して平成17年度の数字ですが、調定額として8,700万円というふうに数字的にはそういった感じで丸めております。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 17年度が8,700万円で、26年度で8,200万円ということですね。昔よりからは減ってきているということになりますよね。この先、どんどん減っていくとさっき言ったことになりかねないんですけども、そういう形を一応考慮しまして。

次、上水道の管路については、ある程度耐用年数はあると思われまじですけども、特に地中に埋設してある管路の耐用年数は、大体どれぐらいなのか。それとまた、現在古いので何年ぐらい使用しているのか。それと上水道の、もとがありますけれども、これの施設の耐震性は、どういうふうになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 埋設してある上水道管の耐用年数ということなんですが、現在、埋設してある主たる管は塩ビ管（塩化ビニル管）でございまして、耐用年数は更新基準というものがあまして、それで基づくと40年ということになっております。それから経過年数ですが、一番古いものが昭和61年施工ということで約30年が経過しております。

それから施設の耐震性については、具体的に人が集まるところではございませんが、施設の維持管理の中で、例えばクラックであるとかそういったものについて、適宜、検査して推移を見て

いるというようなところでございます。耐震性については、管路も含めてですけど、今のところは特段異常はないというふうに感じております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 今は、異常はないですけども、その耐震性は今後、地震がもし起きた場合ですね、今現在、いろいろと建物の基礎の部分が問題になっていますよね。私はこの岩戸地区の部分は、あそこの基礎がほんとに大丈夫かどうかちょっと心配するわけですけども、そのあたり全然、耐震性を調べようというあれはないわけですかね。耐震性についての調査をしようという気はありませんかね。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 一応ですね、例えば下水道施設については、国のほうからの指示とかで、耐震性について、調査するようになっておるんですけども、水道施設については、いろいろ補助事業の関係とかもございまして、今のところ耐震性について詳細にというか、専門的な見地からの調査はしておらないところですが。

議員さんのほうが心配されているとおり、私どもも、耐震性については、心配しておりますので、今後、ちょっと後のほうで発言しようと思っていたんですが、今後、耐震性も含めてそういった更新、それから維持管理に必要なものについては、長期計画、更新計画なりをつくって、それに対処していくように準備をしようということ考えておるところです。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 水道管のほうも、もう30年使っているということで後10年が大丈夫な期間ということですけども、それが始まると、結構費用も工事費用もかさんでくると、そのあたりもしっかりと考えなくてはいかんですわね。それとそういった耐震性も、もし地震が起きて何かあったら、もうあそこ1カ所しかありませんので、あそこがだめになったら、水道が全く出ないということになりますので、そのあたりもしっかりと検討していただきたいと思います。

続きまして、今度は下水道についてお聞きしますが、下水道完備が非常に環境がよくなって、非常によくなったと思っておりますけども、26年度の決算書の歳出して公債費で1億621万4,000円、そのうちの元金が7,638万3,000円、利子が3,553万1,000円ですね。利子が非常に高いわけですけども、私、昔、下水道に管理しておりましたけども、関係した役員にりましたが、再度ですね、こういうなった状況、状況をですね、再度説明していただきたいと思ひます。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） ただいまの公債費ですが、地方債の返済金、元金及び利子等が計上されておまして、平成7年度から事業完了の平成23年度までの間ですが、下水道整備を行っております。その事業費のうち、国・県補助金を除いた残りについて地方債を借りておまして、各年度に記載しました償還金の返済計画に基づいて積み上げております公債費が、公債費支出として上がってきております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） この支払いのこともですけど、私がちょうど役員をしているところに、国からの補助が助成金が借りられるということのをちょっと聞いてたわけですね。で、実際的には木城町の場合は、そのときから国からの交付金が、揚水発電所で、固定資産税の増額によって、交付団体から不交付団体になったと、交付団体であれば、また国からの交付が受けられるとも一応聞いておったんですけども、そういった状況で、不交付団体になったから、国からの補助金がいらなくなったということ聞いたんですけど、それを間違いでしょうかね。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） いや、間違いではありません。

基準財政需要額の中に、交付税算定の基礎となる基準財政需要額の中に、公共下水道の整備に係る償還金分も交付税の額としては算定されるよと、需要額としては算定されるよということでありまして、今まで不交付団体といいますのは、収入額が需要額よりも多かったので交付税措置としてされてないけど、収入額が減ってきますと当然、交付税としては入ってくると、算定としては入ってくるということ。

ただし、満額ではないよということでありまして、国のいう交付税措置はされていると、形上はそういうことになります。実質は、ほとんど入ってこないという状況ではありますが、今後、収入額が減ってくれば当然、交付税の需要額が収入額が減って、差額分は交付税として入ってくるよということでございます。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） 今後は、それが入ってくる可能性はあるということですね。

次に移りたいと思いますが、委託料があるんですけども、この委託料の中で26年度に汚泥の処分費用が450立米、972万円ですね。これも当初は予定では汚泥は余り出ないよということであったんですけども、月で換算すれば約37トンですかね、だから1日に1トンちょっとの汚泥が出ているような計算になるわけですが。これの年度別の汚泥の処分費用は大体、当初からどれくらいかかっているか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 汚泥処分につきましては、平成24年度から引き抜きをしております。当初から汚泥発生量が、ほかの方式に比べて少ないということで、10年近く汚泥引き抜きを行っておりませんでした。

ところが10年経過して、加入戸数がふえて、処理水量も多くなってきておりますので、汚泥量がある程度たまったら、ある程度引き抜き、そしてある程度は残した上で、放流水質の適正な運用をしていくということで行っております。

平成24年度に421立米、引き抜いておりまして、25年度は442.5、平成26年度が315立米引き抜きをしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） そしたら24年度から汚泥の引き出しが始まってということなんですけど、大体400立米ぐらいは年間で、発生すると見てよろしいでしょうかね。

それと、汚泥の最終処分ですけども、これはどういう処理をされているのか、お聞きしたいと思います。汚泥の処理の方法ですね。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 汚泥の処理の仕方については、汚泥発生量が多いところについては、例えば宮崎市とかですと、自分ところで堆肥化、乾燥なり、水を脱水して肥料化したりとか、まあ、よその事例ですと固めてれんがにしたりとかですね、いろいろな方法をやっておられますが、木城町の場合は、年に1回程度の引き抜きでございまして、量についても、ほかの処理場に比べると少ないということで、場外搬出をして業者のほうに引き取ってもらって、その業者のほうは、肥料化をしているというようなことで聞いております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 中武良雄君。

○議員（3番 中武 良雄君） やっぱり金額にすれば900万円近くの金額がそういった汚泥の処理の費用に係るということで、ここの最終処分費用が、委託費とあわせて2,591万円、26年度払っておりますので、このあたりの削減方法か、何か処理の方法も今後考えていただけたらいいかなと思っております。

最後ですけども、上水道と下水道のですね、使用料金は安いほどいいわけですから、今後の施設の改修費や管路の老朽化対策も考えられます。

そして節水機器の普及や人口減少により、歳入不足が考えられるわけですけども、先ほど堀田議員から質問がありましたけども、当分は値上げはしないようになっていくという答えをいただ



きましたので、私はあえて答えはいたしませんけども、先ほど言いましたようにいろいろと費用がかかってくるのが、十分に考えられてきますので、そのあたりはしっかりと考慮しながら、財政運営をやっていたらいいと思います。

できるだけ、下水道のほうは非常に他町よりかは一番安く設定されておりますけども、それが今後上がってくることはないように、行政のほうでしっかりとよろしく願いいたして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 3番、中武良雄君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） ここで、10分間休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時43分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番の質問事項については、一問一答式により、1番、眞鍋博君の登壇質問を許します。眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） よろしく願いいたします。

今回は、教育振興対策についてということで、本町の児童・生徒の学力、体力、そして道德などの現状をどのように認識し、その向上対策を教育委員会でどのように議論し、解決策を出していくのかということで質問いたします。

まず、学力についてなんですが、今年8月に行われた小学校5年生、中学校2年生を対象にした学力調査が行われています。この結果も出ていると思うんですが、木城町としてどのくらいの位置をキープしているのか、お聞かせください。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） この宮崎県独自のこれは調査になりますけれども、順位等はわかりません、はっきり。平均点は出ておりますけれども、水準のほうは高い水準で保っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 学力は、じゃあ平均より上回ったということでよろしいでしょうかね、現状は。はい。

続きまして、体力についてです。

小学校と中学校を対象にした体力向上プランが、これ、もらっていますけど、これ、やっぱり学年によってばらつきがあるんですね。ある学年は体力がいいけど、ある学年は極端に下がっ

ていると、そういった状況をどう把握して、対応策はしておられるのか、お聞きします。お願いします。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 体力シートをつくっていただいていますけれども、全面的には私たちが支援するという、指導するというよりも、学校の校長を中心にそういう取り組みはしております。

学年でばらつきがありますので、それぞれの学年で検討して、体力向上に努めていると把握しております。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 教育長としては、このばらつきがあるというのをどのように理解していますかね。お願いします。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） まず、中学校ですけれども、1つは、部活動、スポーツの部活動をしている子供たちが67.2%ほどおります。それ以外の子供たちが入部をしていないということなんですけれども、そういう特別な理由がない限りは、できるだけその部活動に入部するように勧めてほしいということを校長には伝えております。

それから小学校においては、やはり部分的ではありますが、平均以下のものがございました。あのプランを見ますと、それぞれの体育の授業の最初に、中学校が取り入れているような1分間走なり2分間走を取り入れたり、それから柔軟性が欠けている部分が多いということなので、その辺の柔軟性を増加させるような取り組みを、各体育の時間を中心にやっていきたいということで聞いておりますので、それをぜひ実行してほしいということをお願いはしております。

それから、体力の中でも、少し肥満傾向の子供たちが増えてきているというのが小学校のほうから現状を伝えてもらいました。それで、家庭の協力が得られないと、なかなかそういう肥満傾向の子供たちというのは肥満数は減少しないと思いますので、家庭の啓発、それから食育の指導等を通して、自分の健康管理に気をつけるような子供たちを育ててほしいということはお願ひしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） ありがとうございます。

続いて、道徳面についてですね、ここ数年、学級崩壊という言葉が非常に耳にします。私のほうにも、参観日に参加した父兄さんから、多くの苦情が来ています。こういった学級崩壊という言葉も、2、3年ですね、ずっと耳にしていますが、こういった状況をどのように把握して対応

策をとっているのか、お聞かせください。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） 学級崩壊の規定は、授業が成立しない、毎時間成立しないとか、そういうのが学級崩壊だと私のほうは認識しておりますし、学校長もそう捉えております。一部の児童による授業の中断というのは見られる学級が中にはありますけれども、それも校長を中心にいろいろ対策を考えておりますので、最近はその現象も非常に少なくなっているということ、それから個人情報非常にこの場合関係しますので、この場ではそれぐらいの回答しかできません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 今の回答で、ちょっと納得はしたんですけど、このやっぱり学力、体力、道徳部門については、やはり私も3年間宮崎県内15カ所ぐらい、小学校の体育の授業のサポートをしてきました。やっぱり感じたのは、やっぱり指導者なんですよ。指導者がよければ子供たちもすごくいいクラスになっているし、やっぱり学校の先生、教員とかにも優秀な人材、やっぱりすごい優秀にすぐれた存在がいると思うんですよ。やっぱりそういった方たちを、やっぱり木城町に、ぜひ木城小学校に来てください、中学校に来てくださいという人事面ですね、そういったことをしないといけないんですけど、そういった木城の教育委員会として、人事面、そういったいい先生を持ってくるための流れというのは、どういう流れでされていますかね。お願いします。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） これから人事については動くんですけども、中部教育事務所長を通じてお願いはしております。何回もします。で、その結果、やはり、その結果が今の小学校、中学校の教員の配置ということになります。

それから、中学校に関しては、非常に生徒数が激減、今しております、学級数が減っております。で、それで、担任、正規の職員ですね、職員が大変限られた人数になっております。その事情を説明したところ、ことしは1人少人数加配ということで、本当は切られるところを入れていただいたりという、そういうことはしていただきました。

以上です。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） それでですね、県の教育事務所ですね、ここが人事を握っていますよね。そういったところへと、教育長、県の教育長までは行かないですけど、県の教育次長の方とかには毎年表敬とか陳情はされていますかね、着任以来。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） それは、私のほうは次長までは行きません。中部教育の事務所長のほうが権限を持っていらっしゃると思いますので、その辺で説明をしたり、お願いはしております。次長のほうには行っておりません。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） これは、私も県のほうのアドバイザーとともに確認をした事例なんですけど、一番いい人事の動きなんですけど、これはまず、木城小学校、中学校の校長先生とモニタリングですね、今どういった問題を抱えているか、そういった内容を綿密に話して、で、県の教育事務所を何回も行きますよね、ここが人事ですから。で、こういった先生が欲しいんですけどとか、そういった情報は、全部この県の教育事務所が握っていますよね。握っているんですよ。その上に、県の教育次長なり県の教育長がいらっしゃいます。

ほかのところは、やっぱり、これ人事なんで、公正、公平というのがやっぱりしっかり守られているんですけど、やはり教育次長とかには、必ず皆さん教育長さんは挨拶に行っているんですよ、陳情に。だから、それを今後されたほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（後藤 和実） 教育長。

○教育長（中竹 聖子君） その辺は、ほかの教育長さんにもちょっと相談はしたいとは思いますが、それが可能であれば、できるだけ、それは使わせてと言ったらおかしいんですが、陳情には行かせていただきたいなと思います。

それから、県のほうは、大体県立学校、高校の人事が大きいのかなというふうに私のほうで思っていましたので、その辺もちょっともう一度、再度確認したいと思います。ありがとうございます。

○議長（後藤 和実） 眞鍋博君。

○議員（1番 眞鍋 博君） ぜひ、この県の教育事務所なり教育次長に陳情に行かれて、いい先生を持ってきてもらいたいと思っています。

あと、つけ足しなんですけど、つけ足しというところとあれなんですけど、補足で、県会議員さんですね、児湯郡の。も、この人事に結構大きい影響を与えるんですよ。だから、木城町選出の県会議員さんもいらっしゃいますので、ここで話が変わるかわからないんですけど、お力をおかりして、協力してもらって、ぜひ木城のためにいい先生を持ってきてもらいたいと思っています。

このことから、やはり、私は地方創生、今から総合戦略とかなって来ますけど、いざ定住促進で、お金をやって住まわせてもらっても、やっぱり自分の産んだ子供とか、そういった子供たちが学校に行ったりとかするのに、やっぱり部活が少なかったりとか、なかなか学級が思うようにいってないと、そういったのでは、なかなかまちおこしはできないと思うんですよ。だから、やっぱり今後総合戦略の中を見ますと、やはり、どこの市町村も大体一緒のことですよ。考え

ていることがですね、人口をやっぱり増やさんといかんと。でも、その人口を増やすためには、やっぱり企業を持ってこないといけない。でも木城というのは、誘致企業というのがなかなかない。そういったところで、私はもう地方創生というのは、やっぱり人が変わらなければ変わらないのかなと思っています。この人が変われば、教育が育てば人が育って、人が育てば町が育つと思うんですよね。だから、やっぱりこういう地道な戦略なんですけど、やっぱり木城町は木城町の身の丈に合った本当のやっぱりまちおこし、地方創生を行っていくべきだと思っています。ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 1番、眞鍋博君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、10番の質問事項については、一問一答式により5番、黒木泰三君の登壇質問を許します。黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 5番の黒木でございますけれども、農業関係について質問させていただきますけれども、本日は関税の、この間TPPが大筋合意されたわけでございますけれども、関税の削減や撤廃後の農業の振興について質問をさせていただきたいと思います。

農業振興策につきましては、6月の定例議会の中で質問をさせていただいたわけですが、町長の施政方針並びに答弁の中で、4つの改革について推進しながら、しっかりと取り組んでいくという回答をいただいております。そういう点については、よろしくお願ひしたいというふうに思っておりますが、また、この同時に、木城町は高齢化がどんどん農業者の高齢化が進んでおるという中で、結果的には一緒の答弁的なことになるかと思っておりますので、その辺も含めてお願ひしたいというふうに思っております。

入っていきたく思いますけれども、環太平洋経済連携協定であります、2010年10月1日に全ての分野、そして物品について、関税の完全撤廃を図ることで世界市場の活性化と経済の安定化を図るために、FTAとかEPAとか、全く違う米国を含めた10カ国の協議が始まったわけでありまして。そして、2013年の3月に、日本もこれに参加するという事になったわけでありまして。それで、11カ国による協議が始まったわけでありまして、そこで、農業分野でありますけれども、農協団体やら農業関係者、激しい運動が、反対運動が行われてきたわけでありまして。

そこで、政府は重要農産物5品目、米、麦ですが、それから牛、豚肉、牛肉ですね、砂糖、乳製品、この5品目の聖域を設けるということで、それで交渉会議に臨むということで国会決議をされたわけです。

それで、実質2年半の交渉がされてきたわけでありましてけれども、結果は、10月、最近であ

りますけれども、10月の5日に大筋合意となったわけでありませぬ。

撤廃率を見てみますと、ほとんどの国が100%の撤廃であります。それで、日本は95%と。農水産物については89%ですが、残り19%が非撤廃ということに扱われております。

そこで、安倍総理が聖域は守られたと、また、交渉は成功したと言われてるのは、その点だろうというふうに思っております。

私は、完全な聖域は守れなかったかもしれませんが、反対してきたことが功を奏したというふうには思っております。

そういうことで、この間の宮日のアンケートの中でもありましたけれども、そこ辺も含めて、TPPに対する大筋合意について、町長の考えをお伺いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず、誤解がないように申し上げたいと思ひますが、先ほどTPPについてのちょっと意見があったところではありますが、この宮日の関係、これは共同通信社のアンケートでございましたが、これは、あくまでも木城町長としてどうかというアンケートでございました。木城町としてのアンケートといった場合は、もちろん私の、トップでありますので、私の考えもあつたし、例えばTPPは農業関係でありますから、農業団体の意見も聞かなくちゃいけない、それから投資、それから経済関係もありますので、しっかりと商工関係団体とも聞かなければいけない、それから、恩恵を受けるであろう消費者の声も聞かなければいけない、そういったものを総合的に判断をして木城町としての意見ではありませぬでしたので、今回は、あくまでも町長としてどう考えるかというアンケートでありますので、まず、そこはしっかりと認識をいただきたいと思ひます。

今、これ、議員がおっしゃつたように、10月に共同通信社が全国の知事、それから市区町村長に、このTPPに関して賛否を問うアンケートが実施をされたところでありまして、それが16日付大手新聞を初め各紙で発表をされたところでもあります。全国では、反対が36.9%、それから賛成が23%という結果でございました。宮崎県はどうかというと、宮崎県26市町村、そして知事を入れて27のいわゆる首長のアンケートによりますと、どちらかというとな賛成は私だけ、それからどちらとも言えないが県を含んで8、それから反対が18ということでありました。私、町長としての考えでありますので、私は、これについては、新聞に載つておりましたが、大筋合意をした時期に、今さら賛成反対はなかつたろうと、そういった意味では無意味なアンケートかなと思つたところではありますが、あえて、どちらかというとな賛成を言つたところは、貿易の自由化は世界の潮流であり、避けては通れないと。それから将来、このTPPの参加は避けては通れないというこの大きな2つのもと、私、町長としては、どちらかというとな賛成。そして、そう

いうことから、そのT P Pの大筋合意を受けて、しっかりと再生産を可能とするそういった対策、そういったものにしっかりとエネルギーを注ぐべきであろうし、また対策を国、県にお願いをしていくのが妥当ではないかという判断でそういう判断をさせていただきました。

黒木議員がおっしゃるように、日本は島国でありましたが、これまでE P A、F T Aそれぞれ各国とそれぞれ個別にやってきましたが、今回は環太平洋連携協定でありますので、この太平洋地域12カ国でG D P、国内総生産でいきますと世界の約4割、それから人口規模でいきますと約8億でありますので、そういった意味では市場規模は世界の1割、そして、今中国、韓国入っていませんが、多分、報道によりますと韓国、それからフィリピン等が入ってくるだろうと思いますので、さらに市場規模、それからG D Pの割合は高くなって来るだろうと思います。ただ、後から入ってくるのは、おっしゃるように、前もって12カ国の全部の了解をとらなければいけないことで、今の予定よりか多分きつい条件がつけて入ることになるだろうと思っています。

そういった形で、思いはありましたので、そういった大筋合意についてはそういった考えで判断をさせていただいたところであります。

今回の黒木議員おっしゃいましたように、いろんな面ですね、影響があることは確かだろうと思います。ただ、それをしっかりと再生可能になるように、消費者は恩恵を受けますが、生産者にとってはしっかりと再生産が可能になるような対策を国、県にしっかりと私のほうからも声を上げてお願いをしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） アンケートについては、タイミング的にそういうところに来ておったかなという感じがするわけですが、大筋合意の内容が想像以上に厳しかったということで、国関係者は、国民の不安を払拭するためにいろんな施策を次々と出しております。現在もそれも進行中でありましてけれども、この件についても、今、町長が言われたとおりであります。今後、国、県の政策に積極的に関与されて、問題解決に前向きに取り組むということで理解をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

次に、合意事項が施行された場合、本町の農業に対する影響はどう見られているかということでございますが、この件について、はなかなかの推定でありますので、わかりにくい点もあるかと思いますが、何かわかる点があればお願いをしたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 関税に関しましては、協定発効後、国会批准がまだ残っていますから、

12カ国がそれぞれの国で批准をして発効していくと、協定が発効していくわけですが、関税に関しましては、その協定発効後、長時間をかけて撤廃、あるいは引き下げられていくということでもあります。例えば、牛肉でいきますと、今36.5%の関税が16年かけて9%になるということでもあります。そういうこと。それから、現時点では、国及び県から、合意内容に伴う詳しい影響試算等も示されていませんので、木城町の農業に対する影響、それから経済分野でもありますが、特に農業に対する影響及び予測は難しいと思っています。ただ、今、国が合意内容に伴う詳しい影響試算をいろいろ調査をされているようでありまして、昨日も江藤代議士がある会合に見えてなかったのが、なぜかなと思いましたが、今朝の新聞を見ましたら、しっかりと、特に畜産分野等で生産者の意見を聞いているようでありますので、今の、特に自民党はそれぞれの詳しい農林族と言われる方々が地方でもう一回回られて、いろんな生産者の声を聞かれたりして、そういったことで影響試算をまとめていらっしゃるだろうと思っています。

その影響試算につきまして、12月下旬に公表するやにお聞きをしておりますので、それを今のところは注視をしてみたいと思っています。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） それでは次に、国は農業を成長産業として位置づけております。農地中間管理機構でありますけれども、これについては、農地の集約化を図り、認定農業者を中心に農業の振興に努めるということになっておりますが、農地については、固定資産税は55%の特別措置がされております。

そこで、今検討されているのが、対象遊休農地ですね、対象遊休農地というのは、多分、前のころは農業委員会が認めた遊休農地ということも言われておりますが、最近の報道では、全く耕作意思のない農地ですね、その地主がそれを対象遊休農地としているということのようです。

この件については、最近実施されるようになったようでありますけれども、逆に、この農地については1.8倍の固定資産税の増税を図るということでもあります。そして、一方では、農地を貸し出しに、集積に協力した人、この方たちには固定資産税を軽減するということでもあります。それだけなかなか進まぬこの中間管理機構、国が事業を進めようとする改革ができないということで、苦慮しているんだろうというふうに思っております。

それで、本町の現状はどうなっているのかをちょっと数字的もありますけれども、お願いをしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ご質問のありました中間管理機構の事業でございますが、本町につきましては、平成26年度の目標面積が24ヘクタールでございました。実績で25ヘク



ターの104%の集積ができております。

27年度につきましては、県からの目標面積で29ヘクタールで、11月末現在の確定面積は約5.8ヘクタールとなっております。今後追加面積等もございますので、最終的な確定面積については、まだ現時点では確定をしておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 先日も、農業を考える会の中で、集落営農という発言があったわけですが、この集落営農については、もう10年以上前から国が進めている事業でありますけれども、集落営農を設立して、高齢となる担い手のいない農家、それから兼業農家、離農したい農家が組合に貸し付けて、希望者は間接的に草刈りとか水守りとかして運用をしていくわけですが、そして、品質のよい米なら米をつくって、ブランド化して、特殊米として売っていくというやり方ではありますが、問題点とすれば、水田が一番可能かなというふうなことで、ほかの作にはなかなか難しい点があります。そして、また、あと一つは、しっかりとリーダーを確保することですね、それからその育成を図らないかんということで、一番はこのリーダーだろうというふうに思っております。誰がこれを指導しながら引っ張っていくのかということのようであります。ほかの県とか市町村、児湯郡でもそうですが、たくさん成功している例があるわけです。本町には、今のところ、残念ながらないわけではありますが、最近聞いた話でありますと、これを立ち上げたいというところが出てきたようであります。本当に喜ばしいことで、ぜひとも町のほうもこれに賛同していただきまして、応援をしていただきたいというふうに思っているところです。

それで、農地中間管理機構が進めるには、当然環境、離農者、いろいろふえてくると。規模縮小とか離農者がふえてくる可能性もあるわけですが、国も農地の出し手に協力金の増額をすべきだということで、今検討しているようでありますけれども、この辺について、要望も含めて、考えがあれば町長の回答をお願いします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、ご指摘のありました中間管理機構の関係であります。実際、特に新規就農者、これも必要な担い手の一人だと認識していますが、新規就農者の方々からすると、なかなか取り組めない事業ですよという声も聞いておりますし、これがいわば大規模農家といいましょうか、集約化できる農家を対象にしていることで、新規就農者について、ちょっとハードルが高いということをお聞きしていますので、そこら辺は、その国が進める制度と実際の現場が乖離していますので、その部分は、しっかりと穴埋めをする対策がこれ、議員おっしゃるように、しっかり手助けはしていきたいなと思っています。

それから、もう一つ集落営農も出ましたが、本当に集落営農組織が成功事例もありますし、失敗事例もあります。ただ、しっかりしているのは、はっきりしているのは、やっぱりリーダー、おっしゃるようにリーダーがしっかりしているところは成功していますし、リーダーが、町政もそうですが、上がぶらつくと、やっぱりついてくる人がいないので、やっぱり失敗事例となるということでもありますので、今の集落営農組織の動きがあることもわかっていますので、それはしっかり担当課を通じて支援をしていきたいと思います。

それから、具体的な事業対策等もいろいろ県のほうもあるようでもありますので、そういった事業対策、そういうことについては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ただいま町長が申し上げましたが、農地集約等につきましては、農業振興地域などの農地の対策として区画拡大、それから暗渠排水、湧水等の各種制度事業がございます。そういったもので、希望があるものにつきましては事業を取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 貸し手と借り手を両立させることは本当に難しいことですが、先ほども申し上げましたように、集落営農的な組合を組織すれば、中間管理機構に預け入れて、そして集落営農がそれを運営していくという形もとれないものかなというふうに思っておるわけです。

それから、シルバー人材センターやら受託農家ですね、これの連携も必要だろうということに思っております。

次に、そういうことをしていけば、やっぱりどうしても農地の機械の大型化とかいうのが出てきまして、今、相当整備がされておりますけれども、まだ整備する必要があるんじゃないかなというところがあるわけです。これに対する支援策はないのかということでも質問をさせていただきますが、これについては、先ほど産業課長も申されたんですから、それだろうというふうに思っております。

それで、この件はそういうことにさせていただきますが、農家負担による整備事業は大変厳しいのでありますので、対策点になればいろいろと問題もあるかと思いますが、この件については整備等も含めて、しっかりとご支援をお願いしたいというふうに思っております。整備されれば、借り手はまたたくさん出てくると思いますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

それから、国、県においては、自給率の向上や維持するために、だろろうと思っておりますけれども、農地面積の減少に非常に懸念するわけでありまして。それで、農地の中には山林化した再生不可能

な農地や、特に農振地となると異常なほどに厳しく、地域の発展に阻害する点もあるわけであり  
ます。農地として役目を果たしていない耕作放棄地など、可能な限り農地から除外すべきだとも  
私は思っております。

現在、本町の耕作放棄地の面積と、今後のこの除外することに対する町長の考え方をお願いを  
いたします。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） 現在、農業委員会のほうで、毎年農地法第31条の1項の規定  
に基づいて、町内の農地の利用状況調査を行っております。この調査によりまして、農地法の第  
2条1項の規定される遊休農地と判明した農地につきましては、今後、農業委員会で現地調査を  
行い、農業委員会の定例総会等において非農地と判断されたものにつきましては、所有者の方  
に対し、非農地の通知を行う予定となっております。

利用状況調査の結果といたしましては、再生が困難と見込まれます農地の面積は、本町の耕地  
面積約992ヘクタールに対しまして、25年度が59ヘクタール、約5.9%、26年度が  
57.2ヘクタールの5.7%となっております。

先ほども申し上げましたが、農業委員会のほうで非農地と判断したものにつきましては、非農  
地の通知を行い、地目の変更等を行ってもらうこととなります。

以上です。

○議長（後藤 和実） 町長、何かありますか。

○町長（半渡 英俊君） 今、産業振興課長が答弁したように、そういう形で取り組んでいき  
たいと思っています。

今後、いずれにしましても、農業委員の役割が増大すると思いますけども、そこら辺、しっ  
かりとお願いをしていきたいと思っています。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） 農地の扱いについては、ここ数年緩和されてきてまして、各市町村  
の権限が強く重視されております。この点については、町長のほうから積極的な山間地地帯の農  
振地換えについては行動に移していただきたいというふうに思っております。

それから次に、TPPを契機に、農業新時代とか農政新時代とか言われていますが、農業者の  
高齢化や減少により、一段と構造改革が進むものと思われまます。そのために、私はグリーンコス  
モスができたんだというふうに解釈をしております。今後グリーンコスモスの積極的な行動に期  
待するわけですが、その辺について、町長の考えをお伺いしたいと思ひます。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） グリーンサービス・コスモスであります。本当におっしゃるように、

今からが本当の出番かなと思っております。特に、遊休農地の発生防止、それから高齢農家の負担軽減、それから平たん地でも耕作条件が悪く、管理しにくい農地などがありますので、そこらあたり、しっかりと作業受託をして、やっぱりグリーンサービス・コスモスつくっちゃってよかったよねというような形で取り組ませていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） グリーンコスモスについては、長年いろいろと赤字経営もされてきておりますが、先ほど言いましたように、積極的な行動から、木城町のためになっていけばいいと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

最初に申し上げましたが、農産物の5品目が厳しい現実になったわけですが、政府はいろいろと対策を打ち出しており、主要農産物に対して保険制度を創設して、それから畜産関係については、それぞれ所得補償制度を拡充して、法律で恒久化するというような動きがあるわけです。町としての、この点についてはまた町長も最初に答弁されたわけですが、これを含めて、専門職をやっぱりつくっていく必要があるんじゃないかということでお伺いしておきます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 黒木議員のご意見にありますように、今、政府が総合的なTPP関連政策大綱を決めて動き出しているということは承知をしております。

しかし、現時点としては、先ほどから申し上げますように、国から具体的な対策が示されていませんし、また、その説明もありませんので、今後注視をしていきたいと思っております。

ただ、おっしゃるように、やはり再生可能な生産体制をするためには、やはり役場職員でも限界がありますし、そこらあたりはしっかりと、おっしゃるように専門員、それから農業アドバイザーも含めて検討を前向きにさせていただきたいと思ひます。

一方で、先ほどちらっと出ましたが、11月27日でしたが、木城町の農業を考える会でも、大きくは2つ私は考えないかなと思ったところではありますが、1つは、その担い手対策でありました。それからもう1つは、TPPの大筋合意を受けて、将来にわたっても希望を持って経営に取り組むようにということで、町長しっかりとやってくれという声も聞いておりますので、そこらあたりを考えて、しっかりと専門員、あるいは専門職、農業アドバイザー、そこらあたりはしっかりと配置をしてやるべきではないかなという意を強く思っておりますので、これについては、いつからということとは言えませんが、そういった対策が出た時点も踏まえて、今後しっかりと前向きに検討させていただきたいと思ひます。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） ありがとうございます。

最後になりますけども、全面的に関税撤廃が削減されたわけでありましたが、自動車でも、ほとんどが恩恵はないという合意内容だそうです。それで、農林水産物であります、これについては約1兆円、それから食品加工品、これが1兆5,000億円の減少が生じるということだと言われております。それで、国内総生産額がわずか0.07%しか増加しないということだそうですが、同時に、消費者に対する物価が安くなるというメリッ的な発言がされておりますけれども、これについては、日本の税収は40兆円あります。それで、今ちょっとふえていると思いますけども、40兆円だそうです、その1割、4兆円が関税収入であったそうです。その減った分だけ消費税を上げるとか、国内の税負担を上げるしかないと言われております。こういう問題もあるわけです。

一番の問題なのは、これは一応大学教授とかジャーナリストとか、そういう人たちの言っていることだから、どこら辺まで本当かということにはわかりませんが、一番は食品添加物ですね、これが日本の食品添加物は361品目今までであったそうです。それで、2015年の9月、この間ですね、には449品目に増加しておると。さらに、あと100品目食品添加物が承認されるということだそうであります。それで、当然なことだろうと思います。撤廃されれば、この辺も絡んでくるというふうに思っております。結局、野放し状態になるということになるわけですが、技術的なことはよくわかりませんが、遺伝子組み換え添加物も、これは安全審査がカットされるということだそうです。消費者には、どのような添加物が遺伝子組み換えの食品であるかわからないということでもあります。食品が入ってくると、国内の食品産業も競争してコストを下げるために、輸入食材を使わざるを得ないというようなことで、悪循環を繰り返すというようなことも言われております。

グローバル化が進んで、国のやることだから、国についていくしかないわけでありましてけれども、農業は食品生産という大事な役目があります。

先ほどの質問の中でもありましたけども、環境、文化の保全など、人間社会、生きていくうちに最も大事なことばかりであります。少なくとも、本町はもう一度振り返り、地産地消など、原点に戻って、食卓に地元の食材が並ぶように努めて努力をしていかななくてはならんというふうに思っております。以上でTPPの質問に対して終わりたいと思いますが、最後に町長の決意のほどをよろしく願いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、黒木議員がおっしゃったことを踏まえて、しっかり対応させていただきたいと思っております。

それから、国は農業については成長産業の一つと言われますが、私の理解では、生命産業だという思いでありますので、その生命産業をしっかりと、そして木城の基幹産業は農業であります

ので、そこはしっかりと対応させていただきたいと思います。

それから、自民党が11月17日に政府に申し入れをした全文の一行に、国の役割も明記をされましたが、一方で、消費者に対する明記も、役割もお願いがしてあるそうでもあります。というのは、よく言われますが、ご飯を一杯、一膳、一口でも二口でも食べると自給率は上がる。それから米が売れますよと。それから牛乳でも総合的な食品であります、牛乳を1日コップ一杯飲むとずっと上がるというようなことで、あくまでも国がする対策についてどうのこうのと言う前に、まず国民みずからが、やはりしっかりと日本の生命産業である農業で生産されたものを食べると、今までよりかちょこっと食べましようやという、そういった消費拡大をやっぱり消費者みずからがしていけないと、いつまでたっても成り立ちはできない部分もあるということ、今回の自民党の江藤先生が特に中心になって練られたそうではありますが、そういった思いもありますので、そういったことも含めて、しっかりとTPPについては、町としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（後藤 和実） 黒木泰三君。

○議員（5番 黒木 泰三君） これで私のTPPに関する質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 5番、黒木泰三君の質問が終わりました。

○議長（後藤 和実） 次に、11番、12番の質問事項については、一問一答式により2番、神田直人君の登壇質問を許します。神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） それでは、私のほうから、さきに通告しておりましたことにつきまして質問させていただきます。

まず、本町のヤマビル対策につきましてお伺いいたします。

本町も、近年ヤマビルの被害が多く寄せられてきました。本来、山奥の一部でしか発生を聞くことがなかったのですが、最近は里山でも被害の話を聞きます。被害の状況は吸血被害で、皮膚が血液で汚れるとか、いつまでもかゆみが残る、また、かぶれる、まける人によっては、病院に行って1週間以上も仕事を休むという方もおられます。このようなヤマビルによる被害は町ではどのように把握されているのか、お伺いいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、神田議員、ご指摘のとおり、最近イノシシ、鹿といったような獣害もありますけれども、一方でこういったヤマビルの被害、それから最近では特に不快害虫のヤンバルトサカヤスデの発生も聞いております。

そういったことも含めまして、詳細について、被害の状況等について、担当課長から答弁をさ

せていただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） 町民課長。

○町民課長（吉岡 信明君） ヤマビルの被害状況でございますけれども、石河内の鳥子地区で被害があったというふうに聞いております。

それから、今後の対策でございますけれども、西都児湯地区におきまして、不快害虫ヤンバルトサカヤスデが発生をしております。本町でも、岩戸地区におきまして1件発生をしましたため、薬剤の散布を行ったところがございますが、この散布した薬剤がヤマビルにも効果があるということですので、被害に遭われそうな方々に対して、家庭に対して薬剤の提供を行いたいと思います。

それから、あわせて、神奈川県におきましてヤマビルの対策についての事例がありますので、こういう情報もあわせて提供をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） 対策されるということで、それでいいわけですがけれども、私が調査したところでは、ヤマビルの被害の増加というのは全国的なもので、今、全国で北海道、四国を除き、30都道府県に及ぶとあります。原因は、鹿、イノシシなどの野生動物の増加だと言われております。鹿のひづめに半寄生していることや、未消化の血液のDNA分析による野生動物の調査によりますと、日本鹿、イノシシ、ニホンカモシカなどがあるというふうにわかっております。

今、発生場所は、最近では住居のそば、田んぼのあぜ道、木城町はいろんな施設がありますけれども、そういう公園施設などに及んでおります。最近行われましたえほんの郷のコンサートがあったんですけども、あのコンサートの途中に、スタッフの方の首にビルがはっているというふうなこともございました。町内外を問わず、いろんな方が訪れますので、早急にそういう対策をする必要があるのではないかとこのように考えております。

被害がある地方では、さまざまな対策がとられているようでありますが、特に、先ほど言われました神奈川県の秦野市というところでは、ヤマビル対策事業に年間114万円を計上しており、そのうちの県補助金が38万円とあります。地区住民や観光事業者など、市と協働して、市が1団体につき上限10万円の補助をしているというようなこともあります。

対策としては、忌避剤の配布や殺ヒル剤による一斉散布するほか、ヤマビルの生態及び薬剤散布を含めた環境整備手法など、必要な知識と技術習得に関する研究、研修会を開くなどであり、またヤマビル研究会なるものがありまして、その講師の先生を迎えて勉強会を行っているということで、このような分厚い、これ神奈川県が出しておりますヤマビル対策マニュアルでございま

す。こういうぐあいに徹底してやられておるといふことで、先ほど石河内地区の鳥子地区と言われましたが、もう中之又、鳥子地区を問わず、こちらのほうも大分発生しております。先ほど言いましたように、鹿のひづめに半寄生するといふことで、鹿の行くところでは、それが広がる傾向にあるといふことを把握していただきたいといふふうに考えております。

このことにつきましては、今薬剤の散布の対策をとられるといふことで、ヤマビル研究会といふような東京の新宿区にあるそうなんですけれども、その講師の方が、先ほどの神奈川県秦野市には年間6回ぐらい講師を招いてその対策の研究会をやるといふことで、もし、そういう研究会も要望のあるところには、ぜひ対応していただければなといふふうに考えております。

続きまして、鳥獣保護区についてお伺いいたします。

鳥獣対策につきましては、鹿ネットや電柵の補助などでかなりの効果を本町におきまして上げられておるといふことで、また駆除員による捕獲などで成果は上がっているといふふうに聞いております。しかし、ある町民に聞きましたところ、鳥獣保護区は出ているのに保護区が必要なのか、また、狩猟が始まっても保護区に逃げ込んでしまうので、鹿やイノシシなどに逃げられてしまうと。今、鳥獣保護に関しては、保護する時代から、被害の状況で保護する必要がないのではないかといふふうに言われております。もちろん、公園とかクマタカとか、ああいう特定の保護をしなければいけないところというのもありますけれども、それ以外はもう、どっちかといえば、もう撤廃してもいいんじゃないかといふようなことで、農林振興局にお話を伺いましたところ、保護区の見直しというのがありまして、10年ごとに、町長その他の区長、猟友会会長などには通達しておりますといふことでしたが、そのことで間違いはなかったでしょうか。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 鳥獣保護区の見直し、いわゆる設定、それから再設定については、おっしゃるように10年という区切りでされていまして、それをするときには関係機関、関係者から意見を聞いて、設定もしくは再設定をするといふことでありまして、詳細については担当課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（後藤 和実） 産業振興課長。

○産業振興課長（押川 道彦君） ただいまご質問のありました意見聴取につきましては、議員も言われましたが、各市町村長、それから木城町でいえば西都児湯森林管理署の署長、それから児湯広域森林組合の木城支所長、それから児湯農業協同組合の木城支所長、それから小丸川漁業協同組合組合長、それから町内の鳥獣保護委員の方、それから東児湯地区猟友会会長、それから東児湯地区猟友会木城支部支部長、それから関係します公民館等の公民館長さん等から意見は聴取されております。

以上です。



○議長（後藤 和実） 神田直人君。

○議員（2番 神田 直人君） その中に、肝心な保護区に隣接している農地を持たれている方たちが入っていないということで、その方たちがそういうことを知らなかったという話も聞いております。ぜひそういう話も広げて、皆さんの意見を聞く必要があるのではないかというふうに考えております。

本当は、駆除員というものは、駆除狩りのときには、保護区にも逃げ込んだものについては捕獲できるというふうになっておるそうですが、駆除員も少ないから、全部は回り切れないという話も聞いております。大分緩和されまして、狩猟期間の延長、また禁止猟法の一部解除、捕獲頭数の制限の緩和などはされておるそうでございますけれども、先ほどの見直しにつきましては、町のほうから要望があれば保護区の解除、また区域の縮小などもそれできますということで、そういう意見というのを集約して、ぜひ要望していただきたいというふうに考えております。

見直しですけれども、先ほど10年ということで、今後川原の平成30年、石河内の32年、鹿遊の31年、小丸川の32年と続いてまいります。芋ヶ八重、櫛野については、見直しがあったばかりですが、次の37年ということになっておりますけれども、ぜひそのときには住民の意見というのをよく聞いていただいて、それを要望を反映していただきたいと思います。

農地をその近くに持っている方は、もうそこは電柵や鹿ネットなども設置はしていたけれども、どうしても鳥獣の被害に何とか負けてというか、そういうぐあいでは、よそのところの農地を借りて作物をつくっているというような話も聞きましたので、そういう意見をぜひ集約していただきまして、県のほうに要望するようお願いしたいというふうに考えております。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤 和実） 2番、神田直人君の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。

---

## 日程第2. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日、8日から9日まで委員会審査となっております。

本日は、これで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様方に一言お礼を申し上げます。本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただきましたことを心より感謝申し上げます。これからも議員一同、皆様のご期待に応えるよう議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援等をお願い申し上げます。本日は、まことにありがとうございました。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（**渕上 達也君**） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午後0時43分散会

---